

令和9年度（2027年度）

豊中市 教育・保育施設等利用のご案内

この案内は、保育所（園）・認定こども園・幼稚園・家庭保育所・地域型保育事業・その他子育てサービス支援事業等、豊中市でご利用いただける施設・事業のご案内です。子ども・子育て支援新制度での施設の利用に関する手続きや必要な書類等について、重要なことを記載しています。申請される際は、内容をよくお読みください。

*この案内の内容は変更する場合があります。追加で決まった事項や変更になった点については、豊中市ホームページ等で随時お知らせしますのでご確認ください。



令和9年9月から
認可保育施設等を利用する
すべての児童の保育料を
無償化します。

詳細は市ホームページを
ご確認ください→



2号・3号認定の申込についての
市ホームページはこちらから



電子申込での各種手続きについての
市ホームページはこちらから



とよなか保活情報ポータルサイトは
こちらから



豊中市こども未来部子育て給付課 入所入園係

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（第二庁舎3階）
TEL 06-6858-2252/2253
FAX 06-6854-9533
メール kosodate-nyusho@city.toyonaka.osaka.jp

<最初にお読みください>

<施設・事業の利用にあたって>

各施設・事業によって、その教育・保育の方針や費用（基本保育料を除く）、取り組みはさまざまです。**利用申込にあたっては、希望される施設・事業を必ずお子さんと一緒に事前見学し、重要事項の確認をしてください。**

見学には予約が必要になることがありますので、各施設・事業者にお問い合わせください。

<令和9年度 クラス年齢について>

当該年度の4月1日時点の年齢でその年度のクラス歳児が決まります。

0歳児クラスのうち生後57日目からの産明けクラスがあります。

クラス	生年月日		
5歳児	令和 3年4月2日	～	令和 4年4月1日
4歳児	令和 4年4月2日	～	令和 5年4月1日
3歳児	令和 5年4月2日	～	令和 6年4月1日
2歳児	令和 6年4月2日	～	令和 7年4月1日
1歳児	令和 7年4月2日	～	令和 8年4月1日
0歳児	令和 8年4月2日	～	

<申込方法>

各種申込、変更手続きは以下で受付けています。

これから申し込まれる方 申込中で内容を変更されたい方	2号・3号認定の方（詳しくはP.10をご覧ください）
	新規申込・内容変更等：電子申込でのみ受付
	1号認定の方
	私立認定こども園・私立幼稚園を利用希望の方 利用を希望する施設 公立認定こども園を利用希望の方 市ホームページから電子申込でのみ受付 3歳児クラスは1号認定での新規入所はできません（障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童を除く）。2号認定からの切替の場合のみ1号認定で利用可能です。
現在施設をご利用中の方	1号→2号への切替・退園届：用紙を利用中の施設へ提出 転所申込・その他：電子申込

<保護者のみなさまへのお願い>

お子さんをお預かりするには、給食費・教材費・光熱水費・衛生管理費・職員の人件費などの経費が必要です。そして、施設の運営は、国・府・市の公費による負担と、所得に応じて保護者にご負担いただく保育料とで成り立っています。

豊中市の保育料（利用者負担額）は、保護者の負担軽減のため、国の定める保育料を軽減した保育料を豊中市が定めています。軽減分は市が負担しています。施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

目 次

■子ども・子育て支援新制度について	P 3～7	
1 支給認定区分について	3	
2 保育必要認定（2号認定・3号認定）を受けるための事由について	3	
3 保育必要量について（保育標準時間認定／保育短時間認定）	5	
4 利用できる施設について	5	
5 障害児等で特に集団保育における配慮を必要とするお子さんの相談と申込について	7	
■幼稚園・1号認定（保育を必要とする事由なし）の新規入園の手続き	P 8～9	
1 1号認定（保育を必要とする事由なし）の施設利用申込について	8	
2 支給認定申請に必要な手続き	8	
3 豊中市外の幼稚園・認定こども園を利用される場合	8	
4 入園までの流れ	9	
■2号・3号認定（保育を必要とする事由あり）の新規入所の手続き	P 10～18	
1 2号認定・3号認定の施設利用申込について	10	
2 申込後の利用調整（選考）について	13	
3 市内から市外施設への入所について	18	
4 市外から市内施設への入所について	18	
■在籍児童にかかる手続き	P 19～21	
1 各種変更手続き	19	
2 在籍中の1号・2号の切り替えについて	19	
3 引き上げ転所について	20	
4 転所について	21	
5 施設利用の終了について	21	
■利用者負担額（保育料）	P 22～27	
1 利用者負担額（保育料）の決定のながれ	22	
2 利用者負担額（保育料）の軽減【0～2歳児】について	23	
3 副食費免除【3～5歳児】について	23	
4 利用者負担額（保育料）の変更について	24	
5 利用者負担額（保育料）等の納入について	25	
6 利用者負担額（保育料）の還付について	25	
7 利用者負担額（保育料）表	26	
■幼児教育・保育無償化	P 28～31	
1 幼児教育・保育無償化の対象者	28	
2 無償化の給付方法	28	
3 無償化に伴う施設等利用給付認定	28	
4 保育を必要とする事由	28	
5 申込日と適用月	28	
6 申込方法	29	
7 世帯状況・利用施設ごとの認定区分および無償化の範囲	29	
8 償還払いの給付時期	30	
9 無償化に伴う各サービスの併用について	30	
10 認可外保育施設およびサービスについて	30	
11 新2号・新3号認定児童にかかる手続き	31	
12 企業主導型保育施設等に提出する支給認定証の交付について	31	
■各施設における多様な保育事業について	P 32～37	
1 一時保育事業（一時預かり事業）	32	
2 ポピンズキッズルーム（庄内・桜の町）一時保育事業等	33	
3 土曜日共同保育	33	
4 休日保育	33	
5 病児保育事業	34	
6 豊中市立児童発達支援センター	35	
7 ファミリー・サポート・センター	36	
8 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	37	
■施設一覧	P.38～46	（※P.44 公立こども園の再整備について、P.46 連携施設について）
■地図	P.47～50	
■申請関係書類		・就労証明書 ・保育を必要とする事由証明書 ・豊中市外の2号・3号保育施設入所申し込みに関する確認書 ・保育施設入所に関する証明願 ・育児休業等取得中の利用調整（選考）に関する申立書

【子ども・子育て支援制度】

1. 子ども・子育て支援新制度について

平成 27 年（2015 年）4 月から「子ども・子育て支援新制度」がはじまりました。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていくことができる支援をめざし、取組を進めています。

新制度の実施に伴い、施設・事業を利用する際の手続きが変わります。施設・事業の利用にあたっては、保育を必要とする事由の有無に応じた「支給認定」を受けていただきます。

（１）支給認定区分について

支給認定区分は、お子さんの年齢や保育を必要とする事由の有無によって、3 つにわかれます。

お子さんの満年齢	保育を必要とする事由なし	保育を必要とする事由あり
0・1・2歳		3号認定 <保育標準時間/保育短時間>
3・4・5歳	1号認定 <教育標準時間>	2号認定 <保育標準時間/保育短時間>

* 支給認定証には以下のように表記されます。

- 1号認定 ⇒ 「教育標準時間認定」
- 2号認定 ⇒ 「満3歳以上・保育認定」
- 3号認定 ⇒ 「満3歳未満・保育認定」

（２）保育必要認定（2号認定・3号認定）を受けるための事由について

保育必要認定（2号認定・3号認定）を受けるためには、下記の事由に該当することが必要です。

- 事由によって、保育の必要量が異なります。
- 事由によって、支給認定の有効期間が異なります。
- 事由に該当しなくなった場合は、認定は無効となります。保育の利用期間も終了します。
- 支給認定の有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。
- 保育標準時間認定の方は、希望すれば保育短時間認定を選択することもできます。
- 3号認定のお子さんが満3歳に達した時は、市が2号認定に職権で変更します。

Q 教育と保育はどう違うのですか。

この冊子で使用する「教育」と「保育」という用語は、以下のとおり、法律上の用語となっています。

教育とは：「学校」である幼稚園等にて行われるもの。幼稚園教育要領等に基づいている。

保育とは：「児童福祉施設」である保育所等にて行われるもの。保育所保育指針等に基づいており、養護と教育が一体となったものを言う。

保育所・幼稚園・認定こども園等、施設の種類によって特徴が下記表のように異なります。保育所と幼稚園の特徴をあわせ持っているのが幼保連携型をはじめとした認定こども園です。なお、満3歳以上の保育内容については、保育所保育指針と幼稚園教育要領の項目は平成13年以降統一されています。

	所管省庁	施設の種類	教育・保育内容の指針
保育所	こども家庭庁	児童福祉施設	保育所保育指針
幼稚園	文部科学省	学校	幼稚園教育要領
幼保連携型 認定こども園	こども家庭庁	学校かつ 児童福祉施設	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

【子ども・子育て支援制度】

＜保育を必要とする事由・保育必要量・認定有効期間＞

標準：保育標準時間 短：保育短時間

保育の必要な事由	保育必要量	支給認定の有効期間
就労 恒常的に月 64 時間以上の就労時間(休憩時間を含む)で日常の家事以外の仕事をしている場合 ＊フルタイム・パートタイム・夜間・居住内労働等のすべての就労を含む。育児休業取得中の新規申込を含む(入所月の翌月 1 日までに復職をする誓約が必要)。	標準 短	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで(最長) ＊雇用期限のある仕事をされている場合は、支給認定の有効期間が短くなる可能性があります。
妊娠・出産 出産前後の場合	標準	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満 3 歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から、出産日の 8 週間後の日の属する月末まで
保護者の疾病・障害 病気、負傷、障害がある場合	標準	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで(最長)
介護・看護 同居の親族を常時介護または看護している場合	標準	
災害復旧 震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	標準	
求職活動 (起業準備を含む) 就職活動を継続的に行っている場合	短	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満 3 歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から 90 日が経過する日が属する月の末日まで(市の指定する期日(支給認定終了の前月 25 日)までに勤務にかかる保育を必要とする事由証明書の提出が必要です)
就学 学校または職業訓練校に月 64 時間以上通学または内定している場合 ・学校教育法 1 条に規定する学校等 ・職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項もしくは、同法第 27 条第 1 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等	標準 短	次のうち、いずれか短い期間 (ア) 小学校就学前まで (3号認定は満 3 歳の誕生日の前々日まで) (イ) 支給認定証発効日から保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
虐待・DV 児童の虐待や DV のおそれがある場合	標準	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで(最長)
育児休業取得中の継続利用(兄・姉が対象) 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合(育児休業対象児童の認定も含みます)	短	育児休業取得期間中
その他 上記以外の理由で豊中市が認める場合	標準 短	2号：小学校就学前まで(最長) 3号：満 3 歳の誕生日の前々日まで(最長)

※障害のあるお子さんの集団保育を希望される方は、まずはご相談ください。詳細については P. 7 をご覧ください。

【子ども・子育て支援制度】

（３）保育必要量について（保育標準時間認定／保育短時間認定）

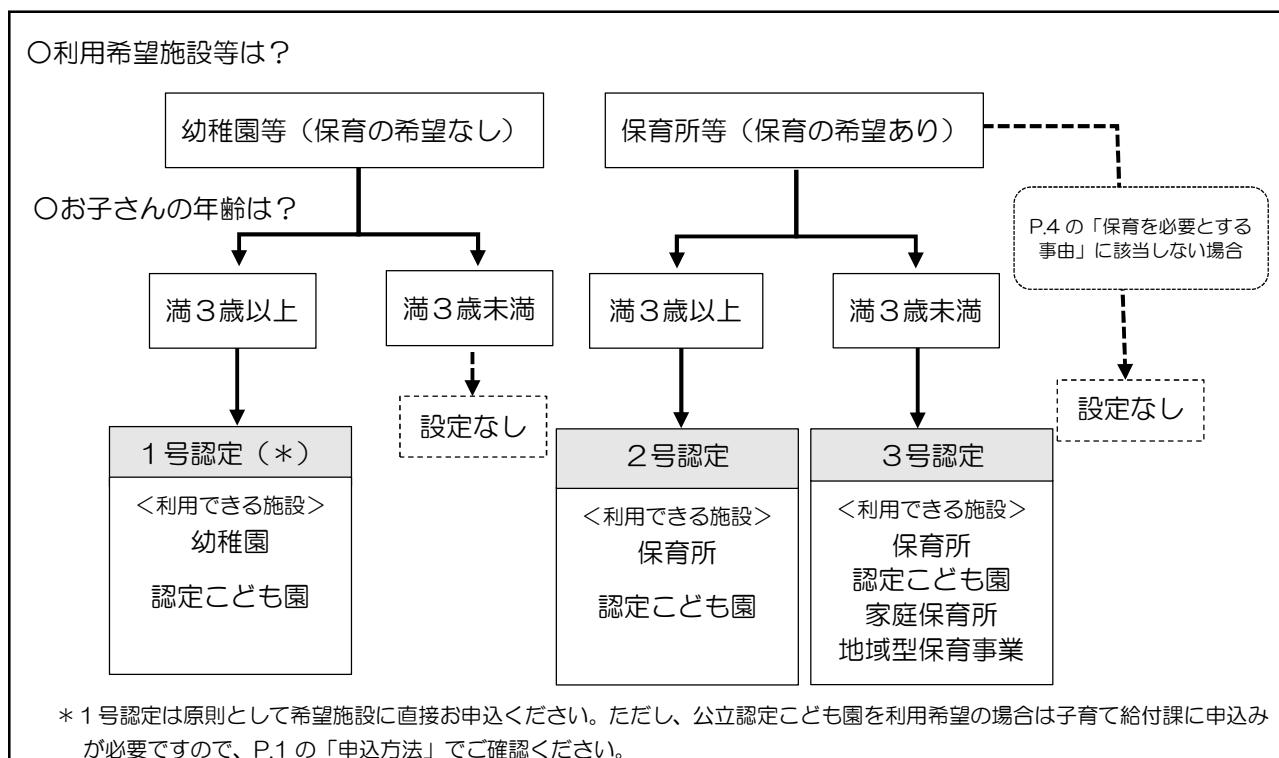
2号認定・3号認定の方は、「保育を必要とする事由」と保護者の状況によって「保育標準時間」・「保育短時間」のいずれかに認定されます。保育標準時間と保育短時間では1日当たりの利用可能保育時間、保育料が異なります。

区分	保育実施時間	認定の基準となる就労時間等 (実働時間+休憩時間)
保育標準時間	7時から18時までの最長11時間/日	月120時間以上
保育短時間	9時から17時までの最長8時間/日	月64時間以上120時間未満

- 1ヶ月の就労時間等は保育短時間認定相当だが、1日あたりの就労時間等に通勤時間を含めて常態的に8時間を超えるような場合や、勤務時間帯の関係上保育短時間の実施時間を常態的に超えて施設を利用するような場合等は、保育標準時間認定としての取り扱いが可能です。
- 保育標準時間認定の方は、希望すれば保育短時間認定を選択することもできます。

（４）利用できる施設について

3つの認定区分に応じて、利用できる施設（幼稚園・保育所・認定こども園・家庭保育所・地域型保育事業）が異なります。



※ 私立幼稚園には、新制度園と従来制度園があります。詳しくは施設一覧（P.43）をご覧ください。

＜豊中市で利用できる施設・事業者等＞

制度	種類	施設・事業者		対象認定区分※3	施設の説明
新制度	施設型給付	認可保育所		2・3号	保護者の就労・疾病などにより、保育を必要とするお子さんを保育する施設。
		認定こども園	幼保連携型	1・2・3号	保育所（園）と幼稚園の機能・特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。施設により受入れできる年齢や認定が異なります。
			幼稚園型	1・2号	
		幼稚園		1号	幼児期の教育を行う学校。新制度に移行している園です。
	地域型保育事業※1	小規模保育事業※2	A型	3号	19人までを対象に保育を行います。
		事業所内保育事業		2・3号	事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
従来制度	私学助成	幼稚園			幼児期の教育を行う学校。従来制度のままの園です。
	独自制度 豊中市	家庭保育所		3号 (0～1歳)	豊中市独自の基準に基づいた保育施設で、0～1歳の子どもを少人数で保育します。豊中市が指定し、保育を委託しています。家庭保育所の利用を希望する場合は、保育必要認定（3号認定）を受ける必要があります。

※1 豊中市では、地域型保育事業においては小規模保育事業 A 型を中心に進めていきます。

※2 小規模保育事業及び一部の認可保育所では、認定こども園・認可保育所・幼稚園を連携施設に設定しています。

連携施設は、保育についての交流や、卒園後の受け皿の機能を提供しています。（申込状況により連携施設に通うことができない場合もありますのでご了承ください。）

※3 対象認定区分は施設によって異なります。詳細は P.38 以降の「市内施設一覧」をご参照ください。

Q 認可外保育施設が認可保育所や地域型保育事業に移行した場合、申込方法・利用料はどうなるのですか。

認可施設は市が利用調整を行うため、現在、認可外保育施設に申込中の場合は、豊中市へ新たに申込が必要です。保育料は、豊中市で決定した保育料をお支払していただきます。

Q 共働きでも幼稚園やこども園の 1 号認定で施設を利用できますか。

ご両親ともに就労されている等、保育の必要事由があるお子さんの場合、1 号認定に加えて無償化に伴う新 2 号認定を受けて幼稚園や認定こども園を利用できます。（従来制度幼稚園もご利用できます。その場合は新 2 号認定の手続きのみ申込をし、1 号認定は不要です。）

新 2 号認定を受けた場合、保育料・預かり保育料は無償化の対象となります（月額上限あり）。詳しくは、P.28「幼児教育・保育無償化」参照

【子ども・子育て支援制度】

(5) 障害児等で特に集団保育における配慮を必要とするお子さんの相談と申込について

豊中市では、「ともに学び、ともに育つ」理念のもと、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」へ向けたインクルーシブ教育や保育を早くから実施しており、お子さんに発達の違いや障害のある場合も「豊中市障害児保育基本方針」に基づいた集団保育を進めています。

障害や発達面で支援が必要なお子さんで入所・入園を希望される場合は、子どもの育ちに寄り添った保育を展開するために、施設入所の申込の前に事前相談及び保育観察などをお願いしています。

保育観察の結果、また保護者の意向をふまえ、お子さん自身に集団保育における配慮が必要であると認定された場合、4月選考において最初に選考を行います。

1) 相談・問い合わせ

障害児保育に関する相談先は以下のとおりです。お子さんの集団保育に不安がある場合など事前相談もお受けしていますのでお気軽にご相談ください。

障害児保育についての事前相談：こども事業課（TEL：06-6858-2257）

施設入所申込について：子育て給付課（TEL：06-6858-2252・2253）

2) 申込方法

- ①『3) 障害児保育の申込時期』までにこども事業課でお子さんについての相談支援を受け、お子さんの保育方針・その他必要なことについて助言及び指導（保育観察）を受けてください。
- ②こども事業課への「障害児保育申込」と、子育て給付課への「施設入所の申込」の両方を行ってください。

3) 障害児保育の申込時期

- ①1号認定 7月中旬（公立こども園のみ）
- ②2号・3号認定 9月頃
 - ・申込は4月入所のみで年度途中の入所はできません。申込時期を過ぎて申し込みをされた場合は、次々年度4月からの対象となります。
 - ・申込時期および方法についての詳細は、広報誌「広報とよなか」にてお知らせします。

4) 入所後の注意事項

- ・各園の保育運営体制に関わるため、1号認定の年度途中に施設を変えること、2号・3号認定の年度途中の転所はできません。毎年4月の転所対象となります。

インクルーシブ教育保育とは

インクルーシブ教育保育とは、子どもの年齢や国籍、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちを同じ場所で受け入れる教育保育を指します。

市内の園（所）における障害児保育では、一人ひとりが大切な存在であり、違って当たり前という前提に立ち、障害の有無にかかわらず、仲間との豊かな生活・遊びを通して、子ども達一人ひとりが多様性を認め合い、尊重し合う関わりの中で、自尊感情、自己選択、自己決定する力や関わる力を育み、共に生き、共に育ちあうことを基本として、教育保育を進めています。

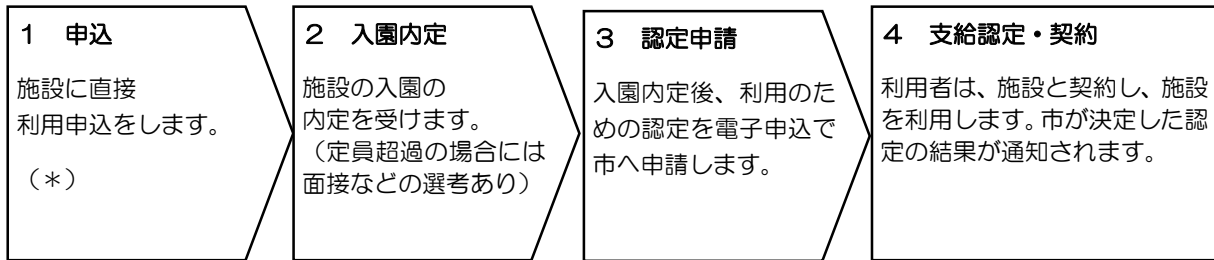
豊中市障害児保育基本方針



豊中市障害児保育実施要綱



■新規入園の手続き【幼稚園・1 号】（保育を必要とする事由なし）



＊公立認定こども園を利用希望の方は市ホームページから申込してください。

公立認定こども園の3歳児クラスは1号認定での新規入所はできません（障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童を除く）。2号認定からの切替の場合のみ1号認定で利用可能です。また、公立認定こども園を1号認定で利用することができるのは、豊中市に住民票がある児童だけです。

1. 1号認定（保育を必要とする事由なし）の施設利用申込について

1号認定でご利用できる施設には、私立幼稚園・私立認定こども園・公立認定こども園があります。私立幼稚園には、新制度の施設と従来制度（私学助成）の施設とがあります。各施設の制度状況については、P.38以降の施設一覧をご覧ください。

新制度施設と従来制度施設の比較

	新制度施設	従来制度の施設
受入年齢	満3歳児～5歳児 施設によって異なります。詳細はP.38施設一覧をご覧ください。	
保育時間	1日5時間程度が基本	
一時預かり	施設によっては基準の保育時間前後や土曜・日曜、長期休業期間中に一時預かりを実施しています。一時預かりを利用する場合は、別途預かり保育料※（延長保育料）がかかります。実施状況・料金は各施設にお問い合わせください。	
保育料	無償	月25,700円※1を上限として無償 ※1 令和8年10月利用分より28,000円に変更
その他料金	特定保育料（入園金含む）、主食費・副食費※、その他実費徴収 等	入園金、主食費・副食費※、その他実費徴収 等
	費用の詳細については、各施設にお問い合わせください	

※副食費については世帯の市民税所得割額・きょうだいの人数により免除制度があります。詳細はP.23

※無償化に伴う新2号認定・新3号認定を受けた場合、預かり保育料も無償化の対象となります。詳細はP.28

2. 支給認定申請に必要な手続き

必要な手続き	備考
☐ 施設型給付・地域型保育給付費支給認定申請	入園内定後に電子申込

3. 豊中市外の幼稚園・認定こども園を利用される場合

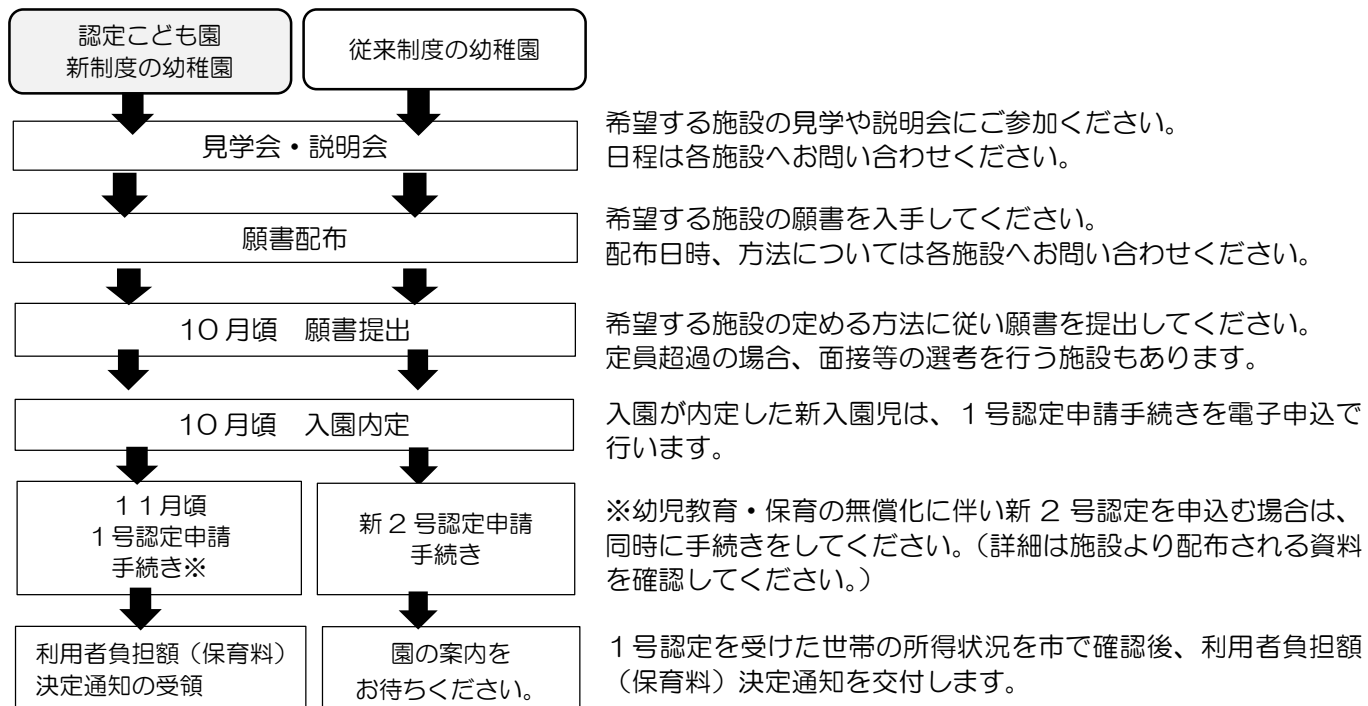
利用を希望する施設へ直接申し込んでください。

新制度の幼稚園・認定こども園であれば、入園内定後に電子申込で豊中市へ1号認定申請を行います。

新1号認定・新2号認定・新3号認定を受けるには申請が必要です（詳細はP.28）。

【新規入所の手続き 1 号】

4. 入園までの流れ （詳しい日程は各施設にお問い合わせください）



■新規入所の手続き【2 号・3 号】（保育を必要とする事由あり）



1. 2号認定・3号認定の施設利用申込について

（1）利用の申込ができる方

次の（ア）または（イ）に該当し、（ウ）の要件を満たす場合に利用申込ができます。

（ア）お子さんと保護者が豊中市に住んでいて、住民登録がある。

（イ）豊中市内へ転入予定の方。※申込に必要な書類については P.12 参照。

（ウ）保護者が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する。（事由の詳細については P.4 参照）

- ① 就労（恒常的に実働月 64 時間以上が必要）
- ② 妊娠・出産（出産月の前 2 ヶ月（多胎妊娠の場合は 14 週）から出産日または予定日の後 2 ヶ月）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）
- ⑧ 児童に虐待や DV のおそれがある場合
- ⑨ その他、上記以外の理由で豊中市が認める場合
 （障害のあるお子さんの集団保育を希望される方は、まずはお相談ください。詳細については P.7 をご覧ください。）

<注意事項>

- 希望する保育施設を事前に見学することをおすすめしています。P.38 以降の「市内施設一覧」もご確認ください。
- 認定申請・施設の利用申込はお子さんの出生後から可能です。妊娠中の手続きはできません。
- 育児休業中に入所する場合は、入所月の翌月 1 日までに復職し、復職日から 14 日以内に復職後の就労証明書を提出する必要があります。
- 入所を希望するお子さんのきょうだいの方が児童発達支援センターの親子通所をされている場合、親子で療育の学びの場とらえ保育を必要とする事由としておりますが、単独通所になられた場合には、入所を希望するお子さんの保育を必要とする事由がなくなります。きょうだいの方の介護が必要な場合は、「保育を必要とする事由証明書」（2）の欄に医師などの証明が必要となります。
- ②妊娠・出産が事由の場合、出産予定日の前後 2 ヶ月ではなく、「出産月の前 2 ヶ月（多胎妊娠の場合は 14 週）から出産日の後 2 ヶ月」となります。なお、出産日が予定日より早まった場合、出産予定日の後 2 ヶ月とすることができます。
- ⑥求職活動が事由の場合は「保育を必要とする事由証明書」（4）の欄の就労の誓約書を記入の上、市の指定する期日（支給認定終了の前月 25 日）までに勤務にかかる就労証明書の提出をしたうえで、90 日以内に就労を開始してください。就労を開始された場合は、就労開始日以降に勤務先が発行した就労証明書を支給認定終了日までにご提出ください。

求職活動の事由で支給認定ができるのは、求職活動期間に関わらず年度内（4月～翌3月）1回限りとなります。年度をまたいで求職活動の支給認定期間がある場合は、両年度とも求職活動の支給認定を利用したとみなします。年度をまたいで連続 4 ヶ月となるような認定（例：2 月から 5 月まで）はできません。

一度年度内で求職活動の事由で支給認定された場合は、同年度で退職等があった場合であっても再度求職活動での支給認定ができません。市の指定する期限までに求職活動以外の事由が確認できる「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」を提出できない場合は支給認定終了日をもって退所となります。市の指定する期限後に事由が確認できる「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」の提出があった場合でも支給認定期間は延長せず、支給認定終了後は退所となります。

「求職活動」を事由として 1 号から 2 号へ切り替えを希望する場合は、「内定中（雇用予定）」である就労証明書等が必要です（就労誓約書への申立のみでの切り替え申込はできません）。

- 豊中市に転入予定での申込の場合、入所希望日は転入予定日以降の日付でしか申込できません。

【新規入所の手続き 2 号 3 号】

(2) 保育時間、開所日・休所日

開所時間	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分 ＊開所時間が上記以外の施設もあります。P.38 施設一覧をご覧ください。
保育時間	保育標準時間 午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分 保育短時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 ＊上記時間を超えて保育を利用する場合は延長保育料がかかります。（詳しくは P.27 参照）
開所日	月曜日～土曜日 ＊各施設の開所日については、P.38 施設一覧をご覧ください。
休所日	日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

(3) 認定申請、利用申込手続きについて

受付期間	＜新規申込＞ 出生後、電子申込でのみ随時受付 ＜申込内容の変更等＞ 電子申込みでのみ随時受付 ＊5 月～1 月入所希望の場合は、入所希望日の前月 5 日までに利用申込が必要。 ※ただし、2 月・4 月入所希望の場合は、次のとおりになります。 ①2 月入所希望 12 月 5 日午後 11 時 59 分まで随時受付 ②4 月入所希望（一次選考） 10 月 1 日から 10 月 20 日午後 11 時 59 分まで 4 月入所希望（二次選考） 1 月 20 日から 2 月 10 日午後 11 時 59 分まで ＊申込書類に不備や不足があった場合、申込は受け付けられず、入所選考の対象になりません。 ＊申込受付期間を経過後は受付できません。受付期間後の申込は 5 月入所選考対象となります。 ＊3 月選考は行っておりません。 ＊スマートフォン等をお持ちでない場合、 子育て給付課に設置しているタブレット端末から申し込むことができます。 ＊申込書類に不備がある場合は、子育て給付課よりご連絡する場合があります。 ③障害児保育の次年度の入所相談は 9 月広報参照。	市ホームページから該当年度の手続きをしてください。変更も新規申込と同じページから手続きができます。市ホームページはこちら→ 
受付時間	＜電子申込＞24 時間受付（システムメンテナンス期間を除く）	

(4) 支給認定申請・施設利用申込に必要な書類

ア 全員が必要な書類

必要書類	備考
☐ 保育認定の事由を証明する書類 （父母ともに必要）	事由により必要書類が異なります。事由ごとの必要書類は下記表参照。保護者が別居中の場合でも同様です。

＜保育認定の事由を証明する書類＞

保育の必要な事由	必要書類
就労	就労証明書（申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの） ※自営業の場合は次のいずれかひとつを添付 ・最新年度の確定申告の控え（第一表） ・税務署への開業届の写し（開業した年度に限る） ・事業内容がわかるもの（契約、事業による収支が分かるもの）
妊娠・出産	母子手帳（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ） または出産予定証明書
保護者の疾病・障害	保育を必要とする事由証明書（1）医師等の証明
同居親族の介護・看護	保育を必要とする事由証明書（2）医師等の証明
災害復旧	り災証明書等
求職活動	保育を必要とする事由証明書（4）就労予定者の誓約
就学	保育を必要とする事由証明書（3）在学証明（児童発達支援センターへの親子通園（予定）の場合は児童発達支援センター通所利用誓約書）

イ 該当する場合に必要な書類

添付が必要な場合	必要書類
育児休業中で保留通知（不内定証明）の発行を希望して入所申込する場合（申立（減点）を希望する場合のみ提出）	☐ 育児休業等取得中の利用調整（選考）に関する申立書
育児休業取得中に申し込んで復職された場合	☐ 就労証明書（復職日以降に発行された、「復職年月日」欄の「復職済み」にチェックがあり、復職年月日の記載があるもの）
豊中市外に住民票があるが入所日までに豊中市内に転入予定である場合 ※入所希望日は転入予定日以降の日付でしか受付できません ※入所日時時点で豊中市に住民票がない場合は入所できません	☐ 住民税課税証明書（P.22 参照） ☐ 転入前住所地の住民票（申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの）※世帯員全員分が必要
先天性疾患等（心室中隔欠損、川崎病、てんかん、水腎症等）のあるお子さんの場合	☐ 医師による保育の実施についての意見書（診断書）（集団生活が可能である旨がわかるもの） ※できるだけ早く提出してください。選考までに提出がなかった場合、内定できないことがあります。 ※持病があり通院中でも提出が必要な場合があります。子育て給付課までご連絡ください。
ひとり親世帯の場合	☐ 児童扶養手当証書（最新年度のもの） ☐ ひとり親家庭等医療証（最新年度のもの） ☐ 戸籍謄本（申請日から 3 ヶ月前以降に発行された保護者のもの） ☐ 離婚届の受理証明書
生活保護受給中の場合	☐ 生活保護受給証明書（申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの） ☐ 休日夜間受診票（最新年度のもの）
里親の場合	☐ 児童福祉施設入所および里親・ファミリーホーム委託証明書

<注意事項>

- 選考時に必要書類がそろわない場合、保育を必要とする事由が正確に把握できず、世帯の状況を考慮することができないため、書類は受理せず選考は行いません。
- きょうだいで利用申込する場合、それぞれ申込手続きが必要です。
- 希望施設数は、送迎可能な範囲でお選びください。申込後の追加・変更は、変更届の電子申込が必要です。
- 入所の申込については、申込日から 3 ヶ月前以降に発行された書類を提出してください。

Q きょうだいで 1 号認定と 2 号認定・3 号認定が混在していてもよいのでしょうか。

構いません。ただし、2 号認定・3 号認定を受けるには、保育を必要とする事由を満たす必要があります。

(5) 利用調整の申込期限

2 号認定・3 号認定の電子申込期限は下記のとおりです。

申込期限
5 月～翌 1 月入所・・・入所希望日の前月 5 日まで
2 月入所・・・2027 年 2 月選考は 2026 年 12 月 5 日まで
4 月入所（一次選考）・・・2027 年 4 月選考は 2026 年 10 月 1 日から 10 月 20 日まで
4 月入所（二次選考）・・・2027 年 1 月 20 日から 2 月 10 日まで

- *2026 年 11 月～翌年 2 月入所選考で内定し入所する場合は、2027 年 4 月入所選考の申込は取下げになります。
- *2027 年 5 月入所以降は、4 月入所（二次選考）申込期間終了後の 3 月 1 日以降受付開始します。
- *入所希望日の申込期限を過ぎて手続きされた利用調整申込については、翌々月（入所希望日の翌月）の選考から対象者となります。
- *書類に不備や不足があった場合、申込は受け付けられず、入所選考の対象になりません。
- *申込期限は変更される場合がありますので、随時市のホームページ等で確認してください。

2. 申込後の利用調整（選考）について

保育必要認定（2 号・3 号認定）を受けて利用申込みされた方は、市が一括して利用調整を行います。

利用調整により希望の施設に入所できないケースもあります。なお、利用調整は下記の基準に基づいて行っています。下記の基準での利用調整においては、豊中市在住者の選考を行った後、他市在住者の選考を行います。

（１）利用調整（選考）基準

利用申請が施設の受け入れ可能な人数を超えた場合には、豊中市保育施設等の利用調整に関する基準（利用調整基準）に基づき利用調整を行います。利用調整基準は①から順番に選考となります。

- ① 障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童（4 月入所(一次選考)のみ)
 - 引き上げ転所（下記②参照）、新規利用、転所の順に優先して利用調整します。
 - 上記の優先順位内で同じ条件で並んだ場合は、以下のとおり利用調整します。
（引き上げ転所）抽選番号順 （新規利用）下記「（2）利用調整（選考）方法」の
（転所）下記③「上記②以外で転所を希望する児童」の
- ② 入所中の施設での、上のクラス年齢がない場合、もしくは、その施設が閉所した場合において、転所しなければならない児童（引き上げ転所）
 - 公立こども園の施設移転が発生する場合、優先になります。
 - きょうだい転所希望先（第一希望の場合のみ）を既に利用中の場合（1 号認定利用含む）は優先になります。
 - 希望施設の受け入れ枠以上の希望がある場合、抽選による選考を実施します。
- ③ 上記②以外で転所を希望する児童
 - 転所の申込み順で利用調整を行います。ただし、きょうだい転所希望先を既に利用中（1 号認定利用含む）の場合は優先になります。なお、きょうだいのいない方が選考時において転所の申込みから 1 年以上（申込日の有効となる選考基準月から数えて 12 ヶ月目以降）の場合は、1 年未満できょうだいがいる方よりも優先になります。
 - 同じ受付日で、同じきょうだいの利用状況の方が並べられた場合には、次項（2）利用調整（選考）方法の④（きょうだい転所希望保育所に入所中を除く）の基準により調整します
 - 上記「①障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童」として入所した場合、年度途中での転所はできません。毎年 4 月での転所を受け付けていただきます。
- ④ 施設を新規利用したい児童
 - 保育を必要とする事由に該当している世帯の中で、次項（2）利用調整（選考）方法に基づいて利用調整します。

（2）利用調整（選考）方法

- ① 基礎要件（次項表（ア））と加算要件（次項表（イ））の指数の合計点の高い世帯のお子さんから内定
 - 保護者の指数をすべて合計します。（父子母子世帯の場合は加算要件で加算します。）
 - （イ）加算要件は該当する項目すべてを加算できます。ただし、各項目について内容を証明する書類を提出していただきます。
- ② ①で同点の場合は入所希望月（選考基準月）から年度内の経過月数が長い順から内定
（4 月から同年度内の 2 月入所選考までは経過月数で選考します。次年度の 4 月入所選考には繰越しません）
 - 内定を辞退した場合、入所希望月（選考基準月）が辞退された翌月になります。
- ③ ②で経過月数も同じ場合は、当該保育施設の希望順位の高い順から内定
- ④ ③で同順位の場合は調整要件（次項表（ウ））の指数の合計点の高い世帯のお子さんから内定
- ⑤ ④で同点の場合は世帯の所得状況（市民税所得割額）の低い世帯を優先して内定
- ⑥ ⑤で同点の場合は市が優先すべき児童を決定して内定

(ア)基礎要件（該当する要件の「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」が必要です）

＜保育施設等の利用調整に関する基準＞基礎要件:保護者それぞれにつき指数の高い1つの主となる要件のみ算定

保育必要事由	基礎要件	指数
就労 (2ヶ所以上の 勤務先で就労して いる場合、勤務時間 を合算)	月の勤務時間が 160 時間以上	100
	月の勤務時間が 140 時間以上～160 時間未満	95
	月の勤務時間が 120 時間以上～140 時間未満	90
	月の勤務時間が 100 時間以上～120 時間未満	85
	月の勤務時間が 80 時間以上～100 時間未満	80
	月の勤務時間が 64 時間以上～80 時間未満	75
※ 育休復職後も同時間（契約時間）の勤務が必要		
疾病・障害	長期入院、常時病臥等である場合（入院期間・安静加療期間に限る）	121
	日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である場合、または日常生活に常時介護が必要である場合	103
	日常生活に支障があり、月 10 日以上通院加療が必要な場合	98
	日常生活に支障があり、月 4 日以上通院加療が必要な場合	86
	日常生活に支障があり、月 1 日以上通院加療が必要な場合	78
	身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A※1	73
	身体障害者手帳 3 級・4 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級、療育手帳 B1※1	68
	身体障害者手帳 5 級・6 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B2※1	63
※1 入所後、定期的に保育を必要とする事由を確認する際には、保育を必要とする事由証明書の「疾病・障害」欄に医師の証明が必要です（「支障なし」は除く）。		
介護・看護	同居の親族が日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である場合、または日常生活に常時介護が必要である場合、または絶対安静の状態である場合で、介護・看護が必要な場合	110
	同居の親族が日常生活での動作及び行動に支障があり、自宅での見守りが必要な場合	89
	きょうだいが児童発達支援センターへ親子通所（予定含む）の場合（児童発達支援センター親子通所利用誓約書が必要）	68
就学 (入所希望日まで に修了する場合は 非該当) ※3	月 120 時間以上（保育標準時間相当）	84
	月 120 時間以上の就学予定（保育標準時間相当）	79
	月 64 時間～月 120 時間未満（保育短時間相当）	74
	月 64 時間～月 120 時間未満の就学予定（保育短時間相当）	69
求職活動 (月 64 時間未 満の就労含む) ※3	月の勤務時間が 160 時間以上の「内定」（自営業は除く）※2	91
	月の勤務時間が 140 時間以上～160 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	86
	月の勤務時間が 120 時間以上～140 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	81
	月の勤務時間が 100 時間以上～120 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	76
	月の勤務時間が 80 時間以上～100 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	71
	月の勤務時間が 64 時間以上～80 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	66
	月 40 時間以上 64 時間未満の就労中（入所後に月 64 時間以上の就労必須）	65
	月 40 時間未満の就労中（入所後に月 64 時間以上の就労必須）	50
	求職活動（勤務時間未定の内定、起業準備含む。入所後に月 64 時間以上の就労必須）	10
※2「内定（雇用予定）」で入所した場合、入所後に「就労証明書」（証明日が雇用開始日以降のもの）を提出する必要があります。提出できなかった場合や、実際の勤務時間が「内定（雇用予定）」の時間数より少なかった場合は退園になりますのでご注意ください。		
災害復旧	災害復旧	140
妊娠出産	産前産後（各2ヶ月。多胎妊娠の場合は産前 14 週）※母子手帳のコピー（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ）または出産予定証明書が必要	60
その他	市長が特別に入所が必要であると認める児童	状況に応じ配点

※3 就学予定、就労内定の場合、入所希望日が就学・就労開始予定日以降でなければ指数算定の対象になりません。

【新規入所の手続き 2 号 3 号】

(イ) 加算要件：該当する要件すべてを加算（ただし内容を証明する書類の提出が必要）

世帯加算要件	指数
父子母子世帯 ※ひとり親の証明書類が必要	120
生活保護世帯 ※生活保護受給証明書が必要	10
入所希望児童が多胎児の場合	6
きょうだいが希望の保育施設に在籍している ※きょうだいがすでに豊中市内の認可保育施設に入所している場合で、同じ保育施設への入所を希望する場合にその保育施設の選考のみ加点。それ以外の保育施設の選考では加点されません。	4
認可外に在園（事業所内保育所を含む。定期利用（月 64 時間以上）している場合のみ） ※認可外在園証明書が必要 ※育休取得中は加点しません ※申込時点で豊中市に居住している場合のみ対象	3
豊中市民としてすでに他市区町村の認可保育施設に入所しているが、豊中市内の認可保育施設への入所を希望する児童 ※豊中市において支給認定をうけていることが必要・二重在籍は不可	3
単身赴任 就労証明書の「単身赴任先の居住住所」または「単身赴任期間（予定含む）」に単身赴任の証明が必要	2
配偶者等からの DV ※第三者機関からの通知が必要	2
雇用主が保護者の配偶者（※事実婚等も含む）となっている場合	-4
入所内定を辞退した場合 （辞退した児童にのみ適用。申請を取り下げて再度新規申請した場合も減点は引き継がれます。） ※ポピンズキッズルームの内定を辞退した場合、減点はしませんが、次回以降の選考ではポピンズキッズルームのみ利用希望を取り消します。あらためて利用希望する場合は、変更届を提出してください。	辞退 1 回につき -3

個人加算要件（保護者一人につき同じ種類の加算を複数適用することは不可）	指数
・2 号認定及び 3 号認定児童の受け入れのある市内の特定教育・保育施設に内定中、勤務中、または育休・産休から復職予定の保育士・保育教諭。 ・2 号認定及び 3 号認定児童の受け入れのある市内の<u>認定こども園</u>に内定中、勤務中、または育休・産休から復職予定の幼稚園教諭。 ・「子育て支援員研修（地域型保育コース）」を修了した <u>2 号認定及び 3 号認定児童の受け入れのある市内の特定教育・保育施設（認定こども園以外）に内定中、勤務中、または育休・産休から復職予定の幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭免許取得者</u> ※資格証、修了証等の証明書が必要	13
疾病・障害（「日常生活に支障なし」及び、基礎要件が「疾病・障害」の方を除く） ※保育を必要とする事由証明書の「疾病・障害」欄に医師の証明が必要（基礎要件の疾病・障害を満たす場合のみ。身体障害者手帳等を取得している場合は下記に該当） ※下記手帳提出とは重複して加点しません	2
保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得している（基礎要件が「疾病・障害」の方を除く）※各種手帳の写しの提出が必要 ※上記医師の証明提出とは重複して加点しません	1
同居親族の介護・看護（基礎要件が「介護・看護」の方を除く） ※保育を必要とする事由証明書の「介護・看護」欄に医師の証明が必要（「支障なし」は除く）	1
通信制高校・通信制大学に在学している場合（基礎要件が就学である場合に限り）	-5

(ウ) 調整要件

要件	指数
子ども（中学 1 年生～18 歳未満）の数が多い世帯	人数分+1
子ども（小学 6 年生まで）の数が多い世帯	人数分+2
18 歳以上 65 歳未満の同居親族（父母以外）がいる場合	人数分-1

(3) 認定こども園在園児の認定変更に伴う利用調整（選考）方法

- ① 在園児の認定変更（1 号→2 号）と転所及び新規に入所希望される方（2 号）との利用調整をする場合は、在園児を優先します。
- ② 在園児間で利用調整する場合（1 号→2 号）は、申込日順とします。同日の場合は P.13 「(2) 利用調整（選考）方法」①～⑥のとおりとします。

(4) 施設の利用申込中の各種手続き

- ① 下記に該当する場合、内容変更の電子申込が必要です。

申込内容を変更する場合
変更フォームより電子申込 ● 市内で転居する場合 ● 世帯状況や家族構成に変更がある場合 ● 入所希望日・希望保育所を変更したい場合 ● 保育を必要とする事由に変更がある場合※保育を必要とする事由に変更がある場合は、「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」を添付してください。
申込の取下げや内定辞退する場合
申込取下げ・内定辞退フォームより電子申込 ● 市外へ転出する場合（利用申込は取消しになります）

② 申込期限

- ① の電子申込の期限は下記のとおりです。

申込期限
5 月～翌 1 月入所・・・入所希望日の前月 5 日まで 2 月入所・・・2027 年 2 月選考は 2026 年 12 月 5 日まで 4 月入所（一次選考）・・・2027 年 4 月選考は 2026 年 10 月 1 日から 10 月 20 日まで 4 月入所（二次選考）・・・2027 年 1 月 20 日から 2 月 10 日まで

*入所希望日の提出期限を過ぎて手続きされた変更については、翌々月（入所希望日の翌月）の選考から適用となります。

*書類に不備や不足があった場合、申込は受け付けられず、入所選考の対象になりません。

★＜令和 9 年 4 月選考結果のデジタル通知について＞（通知スケジュールは P.17）

新規入所申込で下記の「利用開始にあたって必要なもの」を満たし、【手順 2】「xID アプリのデジタル郵便受け設定」を申込締切までに設定完了し、【手順 3】新規入所の電子申込フォームで「デジタル通知を希望する」として申込された場合、**選考結果発送日に選考結果をスマートフォンで確認することができます。**なお、デジタル通知を希望した場合でも、別途紙での通知を送付します。

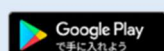
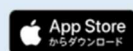
デジタル通知利用開始にあたって必要なもの

- スマートフォン（事前に「xID（クロスアイディ）」アプリをインストール）
- 申込者（保護者）のマイナンバーカード※（マイナンバーカードは初回のみ使用）
※デジタル通知を受け取ることができるのは申込者（保護者）1 名です
※電子署名の有効期限が切れていないことが必要です
- 署名用電子証明書の暗証番号（英数字 6～16 文字）
- メールアドレス

デジタル通知 利用開始の手順（xID アプリの設定）

【手順 1】xID アプリをインストール＆初期設定

クロスアイディアアプリ



【手順 2】デジタル郵便受け設定

二次元コードを読み込んでデジタル郵便受けを設定します。



設定期限

下記の期限までに設定しないとデジタル通知を受け取ることができません。

一次選考：令和 8 年 10 月 20 日

二次選考：令和 9 年 2 月 10 日

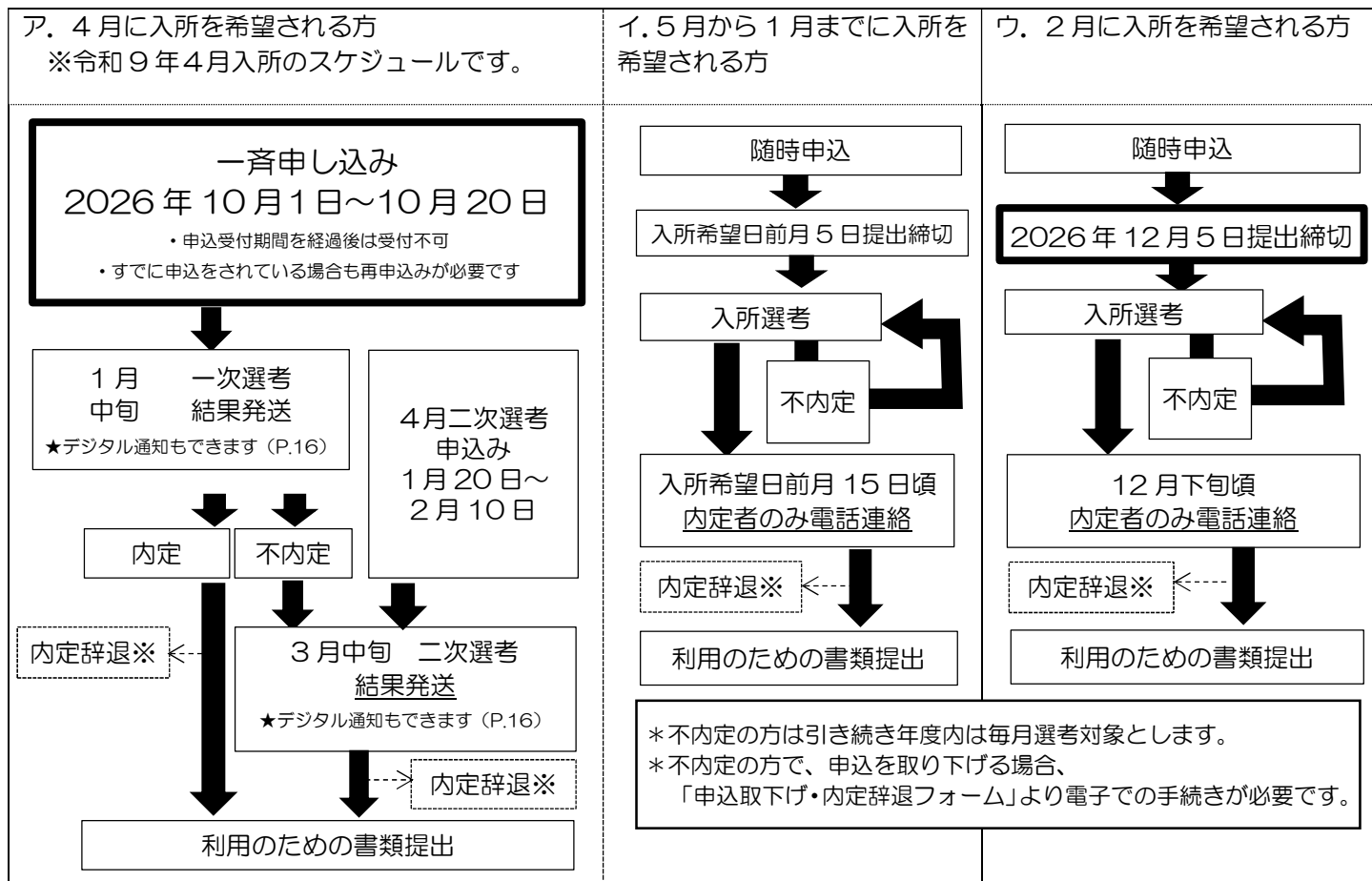
デジタル通知の詳細はこちら



入所申込フォームでデジタル通知希望

【手順 3】 令和 9 年 4 月新規入所の電子申込時に「選考結果のデジタル通知を希望する」を選択する

(5) 利用調整（選考）結果について

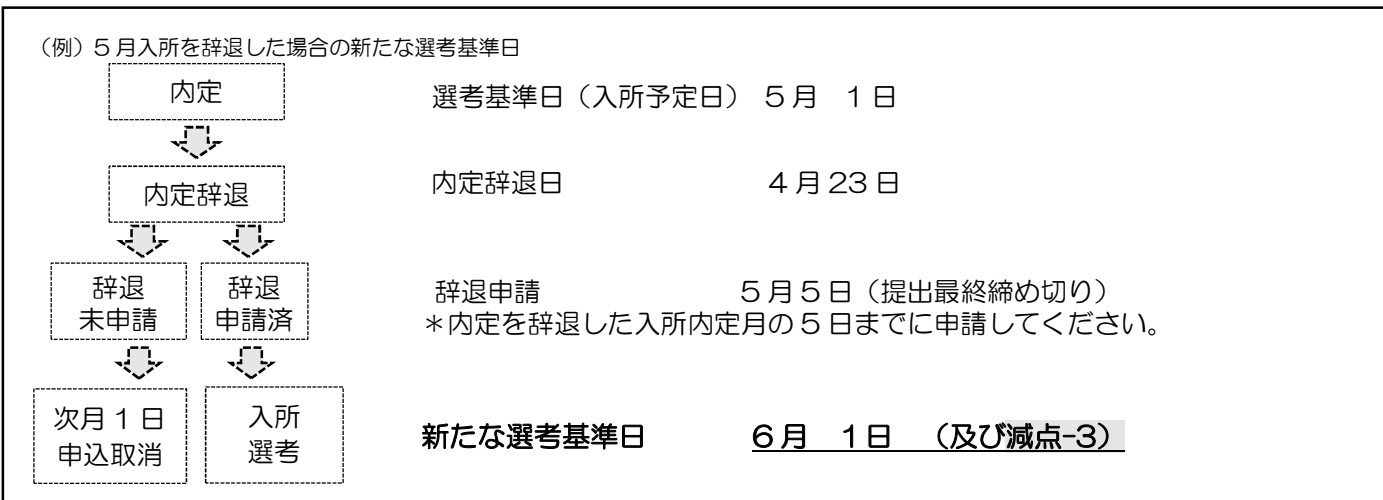


＜保育施設入所に関する証明（不内定証明書）の発行について＞ （市ホームページはこちら→）
 入所選考の結果、不内定となった方には利用開始希望月、児童の満 1 歳および満 1 歳 6 ヶ月の誕生日前日の月には不内定を文書（保留通知）で通知します（P.12 に記載の各締切に申込が受付された場合に限る）ので、個別に証明発行の申込は不要です。それ以外の月に「保育施設入所に関する証明書（不内定証明書）」が必要な場合は発行の申込が必要です。（証明願の様式は巻末資料を参照）



＜※内定を辞退された場合＞

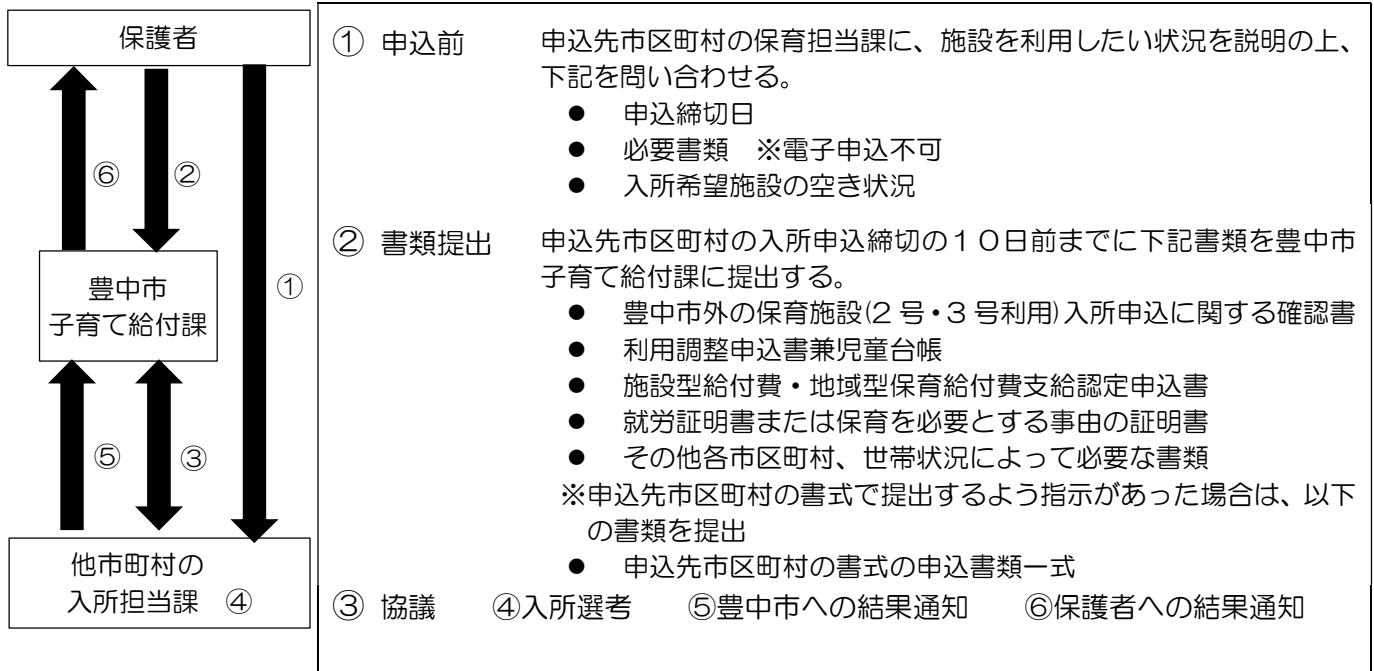
- ・内定を辞退した入所内定月の 5 日までに辞退の手続きをしてください（4 月選考においては、別途指定する期日までに手続きをください）。
- ・辞退の手続きをされた場合、**減点し、かつ辞退した入所予定日の翌月 1 日を新たな選考基準日とし**、次月以降も入所選考を継続します。
 選考基準日が変わることにより、不内定の場合の次月以降の選考における入所希望月からの経過月数はリセットされます。
- ・上記締切までに辞退の手続きをされなかった場合、申込を取消し、次月以降は選考対象となりません。



3. 市内から市外施設への入所について(市外保育施設利用にかかる広域入所申込)

「保育を必要とする事由」に該当する世帯で、勤務先がある市外の施設や、通勤途中の市外の施設、また市外に引越し予定で市外の施設の利用を希望する場合は、通常と手続きが異なります。なお、利用を希望する施設のある市区町村(申込先市区町村)によって手続きが異なりますので、必ず事前に申込先市区町村に手続きについて確認してください。また、書類の提出は子育て給付課のみで受付しています。

(1) 利用手順



(2) 注意事項

- 市外施設の申込にあたっては、年度ごとの申込(協議)が必要です。次年度も申込、または継続入所したい場合は、必ず申込先市区町村の締切の10日前までに、豊中市に申込書類を提出してください。なお、次年度の申込にあたっては、豊中市から申込を依頼する案内はいたしませんのでご注意ください。
- 申込先市区町村の選考によって当該年度は入所できたとしても、次年度は不内定(入所保留)となり、継続して利用できないことがありますのでご注意ください。
- 申込にあたっては、必ず申込先市区町村の保育担当課に事前に相談してください。
- 市外保育施設に従業員枠で入所する場合は豊中市にお問合せください。

4. 市外から市内施設への入所について(市内保育施設利用にかかる広域入所申込)

入所日までに豊中市内に転入予定がない場合、豊中市に直接、施設利用を申込みことはできません。住民票がある市区町村から豊中市への協議依頼が必要になりますので、住民票がある市区町村で申込をしてください。

<注意事項>

- 住民票がある市区町村からの協議依頼締切日は、入所希望月の前月5日(2027年2月入所希望は前年12月5日まで。4月入所希望は2月10日まで。)です。また、申込(協議)は年度ごとに必要です。
- 選考は豊中市民が優先となります。豊中市民の方の選考がおわった後に選考を行います。4月選考については2次選考からです。また、当該年度は入所できたとしても、次年度は不内定(入所保留)となり、継続して利用できないことがありますのでご注意ください。
- 入所は施設との協議のうえ決定しますので、希望園に空きがある場合でも不内定になる場合があります。
- 家庭保育所・ポピンスキッズルームの定期利用枠は利用申込ができません。
- 保育料は支給認定を受ける市区町村が決定します。
- 私立認定こども園の在園児で、認定を1号から2号の利用に切り替える際も同様の手続きが必要です。
- 転所・引き上げ転所はできません。また、配慮を必要とするお子さんは市外からの受入れをしていません。
- 申込にあたっては、締切の関係上、必ず住民票がある市区町村の保育担当課に事前に相談してください。
- 豊中市では保護者あての保留通知(不内定通知)書は原則、発行しません。

■在籍児童にかかる手続き

1. 各種変更手続き

下記の（１）、（２）に該当する場合は電子申込してください。

（１）保育を必要とする事由・必要量に変更があった場合の手続き

手続きが必要な場合	必要書類
・仕事を辞めた時 ・就労時間や勤務形態が変わった時で保育必要量が変わる場合	☐ 保育を必要とする事由証明書または就労証明書
・勤務先が変更となった場合 ・雇用期限の更新があった場合	☐ 就労証明書
産前・産後休暇に入る場合	☐ 母子手帳（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ）
育児休業を取得する場合	☐ 就労証明書
求職中の方が就労した場合	☐ 就労証明書 ※就労（標準時間認定）の適用開始月については（３）参照
（入所（園）中の子以外にかかる）育児休業から復帰する場合	☐ 就労証明書 ※復職後 14 日以内に提出してください（新規で入所した場合は入所月の翌月 1 日までに復帰する必要があります）

※保育必要量（標準時間・短時間）に変更がある場合は、P.24 の「利用者負担額（保育料）の変更について」もあわせてご参照ください。

（２）市内転居・世帯の変更があった場合の手続き

手続きが必要な場合	必要書類
家族構成に変更があった場合 （婚姻、出産、離婚、死亡、祖父母との同居 等）	☐ ひとり親証明書（離婚の場合） ☐ 就労証明書または保育を必要とする事由証明書（婚姻などにより保護者が増える場合） ※保護者が増える場合、課税証明書の提出が必要な場合があります（P.22（２）のイ参照）
住所（市内転居等）・電話番号等に変更があった場合	※電子申込で住所の変更・家族構成の変更を選択

（３）変更にかかる各種書類の提出日と適用開始月

①月途中での認定（事由・保育量）の変更はできません。

毎月 1 日時点の事由と、変更にかかる書類の提出日により、月ごとに変更します。

②変更にかかる書類の提出日と変更の適用開始月については下記のとおりです。

変更の事由が発生した日	変更にかかる各申込期限	適用開始月
当月 1 日	当月 5 日まで	当月から
	翌月 5 日まで	翌月から
当月 2 日以降	翌月 5 日まで	翌月から
	翌々月 5 日まで	翌々月から

2. 在籍中の 1 号・2 号の切り替えについて

（１）2 号→1 号への切り替え

利用中の施設が 1 号認定の定員を設けている場合は、希望により認定を 1 号に変更することができます。
下記のとおり書類を利用中の施設へ提出してください。

提出書類	提出期限
☐ 支給認定申請変更届	変更希望月の前月 25 日まで

【在籍児童にかかる手続き】

(2) 1号→2号への切り替え

- ・2号への切り替えは利用調整（選考）が必要となります。
- ・変更希望月以降、2号児童の定員に余裕がある場合に限り、1号認定から2号認定へ切り替えが可能です。
- ・「求職活動」を事由として切り替えを希望する場合は、月64時間以上の勤務時間となる「内定中」の就労証明書等が必要です（就労誓約書への申し立てのみでの切り替え申し込みはできませんのでご注意ください）。なお、就労開始予定の月からしか切り替えできません。
- ・育児休業中の場合、2号へ切り替えた月の翌月1日までの復職が必須となります。

※在籍児の2号切り替えの利用調整選考方法については、P.16を参照してください。

下記のとおり書類を利用中の施設へ提出してください。

提出書類	提出期限
☐ 支給認定申請変更届	5月～翌1月に変更希望：変更希望月の前月5日
☐ 保育を必要とする事由証明書または就労証明書※	2月に変更希望：2027年2月は2026年12月5日
☐ 利用調整申込書兼児童台帳（認定切替届）	4月に変更希望（一次選考）：2027年4月は2026年12月5日 4月に変更希望（二次選考）：2027年2月10日

※ 詳細についてはP.11＜保育認定の事由を証明する書類＞をご参照ください。

(3) 認定こども園の場合の認定の切り替えの特例について

①在籍1号児童の2号認定への切り替えについて

4月の認定について1号から2号へ切り替えをされた在籍児童については、別途他施設を申込みされている場合、その申込みは取り下げとなり、施設の異動を希望される場合は5月以降での転所の申込みが必要です。

②新規1号児童の2号認定への切り替えについて

1号認定で新規入園された児童については、4月入園時に2号認定への切り替えはできません。4月5日までに認定変更を申込みれば、5月以降、2号児童の定員に余裕がある場合に限り、1号認定から2号認定への切り替えが可能です。4月から2号認定での入園を希望される方は、4月選考の締切日までに2号利用希望の手続きを行ってください。そのうえで利用調整（選考）を行います。この場合、1号認定で入園が決定していたとしても2号認定での入園に対し、優先的になるものではありません。

③新規で2号申込をしていた児童が、希望する保育施設に1号で新規入園した場合について

2号認定の新規申込みについては取り下げとなります。2号への切替を希望される場合は、入園日以降、2号認定への切り替えの申込をしてください。

3. 引き上げ転所について

入所中の施設での、上のクラス年齢がない場合、もしくは、その施設が閉所した場合において転所しなければならない場合、保育の継続性を確保することを目的として、原則、希望調査を経て抽選会を行います。引き上げ転所の利用調整基準は、くじの番号の小さい方から順番に一次選考時における欠員のある園に対し選考を行います。なお、引き上げ転所の対象者が著しく少ない場合などは、別の方法で選考することがあります。

(1) 引き上げ転所のながれ（4月選考時）

- ①引き上げ転所希望調査 9月下旬～10月下旬に在籍施設を通じて実施。
電子申込回答期限後の希望施設の変更は不可。
 - ②抽選会 11月頃に行います。
 - ③選考結果 1月中旬ごろに在籍施設を通じて通知します。
- ※施設の閉所等に伴う引き上げ転所については随時実施します。

(2) 注意事項

- ・引き上げ転所は施設利用の継続を確実に確保するため、一次選考時における欠員に対し利用調整を行います。一次選考後の辞退や退所で出た欠員については、引き上げ転所において利用調整を行いません。
- ・引き上げ転所実施前に転所の申込をしている場合、引き上げ転所により施設を転所された場合は、先に申込済の転所申込は無効となります。（転所の申込は申込時の在籍施設に2号3号認定として在籍中に限り有効となります。）
- ・引き上げ転所は保育の継続性を確保することを目的としているため、ご希望の施設への転所がかなわない場合があります。そのため、在籍施設の最終保育年齢を待たずに転所申込（P.21 参照）をする方法があります。

引き上げ転所後に転所を希望される場合は、引き上げ転所先へ転所後に、改めて転所の申込をしてください。

[在籍児童にかかる手続き]

4. 転所について

(1) 1号認定の場合

1号認定のお子さんは、一旦退園していただき、新たに施設へ入所（園）申込みをしてください。
（P.8 ■新規入園の手続き 幼稚園・1号 参照）

(2) 2号・3号認定の場合

①申込方法

豊中市内の認可保育施設に在籍中の2号認定・3号認定のお子さんの転所を希望される場合は、下記のとおり電子申込してください。

入所対象月の前月に入所枠がある場合、申込期限までに申込をされた方を対象に利用調整を行います。

電子申込	申込期限
☐ 【2・3号在園児】転所申込フォーム	5月～翌1月入所 : 入所希望月の前月5日 2月入所 : 2027年2月は2026年12月5日※ 4月入所（一次選考） : 2027年4月は2026年12月5日※ 4月入所（二次選考） : 2027年2月10日まで※

※2月および4月一次選考の対象となるためには **2027年2月および4月一次選考は2026年12月5日までに入所し、転所届を提出する必要があります。** **2027年1月入所・2月入所者については、2027年2月10日までに転所届を提出した場合、最短で4月二次選考から選考の対象となります。**

②利用調整（選考）方法

P.13（1）利用調整（選考）基準のとおり選考します。

③注意事項

- ・転所が内定した場合、転所元の入所枠に別の入所希望者が内定しているため、転所を辞退することはできません。十分ご検討の上、お申込ください。
- ・転所申込は申し込み時の在籍施設に2号3号認定として在籍中に限り有効となります。申込後に引き上げ転所等により施設を転所された場合や、1号認定に切り替えとなった場合、退所した場合は申込済みの転所申込は無効となります。
- ・「障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童」として入所している場合、年度途中での転所はできません。転所の申込は4月一次選考のみとなります。
- ・P.38～43 施設一覧の見学欄に○印がある施設は、必ずお子さんと一緒に事前に施設見学して施設からの説明を受けてください。

5. 施設利用の終了について

①次のような場合には、施設を退所（園）していただきます。

- ・保護者の退職等により、保育の必要性の事由を満たさなくなった場合
（ただし、2号認定の方で、利用中の施設が1号認定の定員を設けている場合は、認定を1号に切替えて利用を継続することもできます。その際は、施設にご相談ください。）
- ・保育の実施期間が終了した場合（求職活動のため保育施設を利用したが、市の指定する期日（支給認定終了の前月25日）までに勤務にかかる就労事由証明書の提出がなかった場合、支給認定終了日までに月64時間以上の仕事に就労ができなかった場合など）
- ・市外に転出する場合
- ・長期欠席する場合（おおむね2ヶ月）
- ・利用開始後、集団生活に支障をきたした場合
- ・虚偽申請の事実が判明した場合

②施設を退所（園）する場合は下記の書類を提出してください。

下記のとおり提出書類を利用中の施設へ提出してください。

提出書類	提出期限
☐ 施設退所（園）届	退所希望月の5日まで

■利用者負担額（保育料）

1. 利用者負担額（保育料）の決定のながれ

（1）利用者負担額（保育料）の算定基準

毎月の利用者負担額（保育料）階層は4月と9月に決定することとし、お子さんのクラス年齢と世帯の市民税所得割額の合計額に基づき算定されます。

利用者負担額（保育料）については、1号認定は無償化のため0円、2号・3号認定はP.26をご覧ください。ただし、3～5歳児は給食費（主食費・副食費）がかかります。

4月～8月	9月～翌3月
前年度の世帯の市民税所得割額の合計額	当該年度の世帯の市民税所得割額の合計額

（2）利用者負担額（保育料）算定及び副食費免除判定のための提出書類

利用者負担額（保育料）等の算定のためには、算定対象となる保護者全員分の市民税・所得割額が必要となります。下記のア～ウの該当事由により、それぞれ必要書類の提出をお願いいたします。

利用者負担額（保育料）の算定に必要な書類の提出がない場合は、利用者負担額（保育料）は最高階層とみなして決定します。また、副食費免除判定ができないことがあります。

上記の最高階層で決定されるまでに算定書類の提出があれば、当年度内分（4月～翌3月分）に限り遡って利用者負担額（保育料）を再算定します。

ア 前年*の1月1日に豊中市に住民票のある保護者の場合（＊9月以降の算定の場合は当年の1月1日）

①保護者全員の所得の申告がある場合

- ・算定基準年度の1月1日に豊中市に住民票がある保護者については、市民税の情報を閲覧し利用者負担額（保育料）を決定するため、提出書類は不要です。

②所得が未申告の保護者がいる場合

- ・所得が未申告の場合で、配偶者の扶養になっている場合は、配偶者の市民税・所得割額により利用者負担額（保育料）を決定するため、提出書類は不要です。
- ・所得が未申告の場合で、配偶者の扶養になっていない場合は、利用者負担額（保育料）が未決定となります。豊中市市民税課へ所得の申告をお願いいたします。

イ 市外からの転入の保護者の場合

前年*の1月1日に豊中市以外の市区町村に住民票のある保護者（＊9月以降の算定の場合は当年の1月1日）については、電子申込で下記の書類を添付してください。

必要書類
☐ 保護者全員分の前年度分*の住民税課税証明書（豊中市以外の住民票があった市区町村の発行で、全部事項記載があるもの）。配偶者の扶養となっている保護者については提出不要です。 ＊9月以降の保育料算定には当年度分の住民税課税証明書が必要

ウ 国外からの転入の保護者の場合

前年*の1月1日以前に日本国外に居住していた保護者（＊9月以降の算定の場合は当年の1月1日）については、電子申込で下記の書類を添付してください。

必要書類
☐ 前々年1月～12月の世帯の全収入がわかるもの（日本語、または日本語訳があるもの） 例）給与明細書・給与証明書・現地で確定申告書の控え ＊9月以降の保育料算定には前年1月～12月の世帯の全収入がわかるもの（日本語または日本語訳があるもの） 例）給与明細書・給与証明書・現地で確定申告書の控え

【利用者負担額（保育料）について】

2. 利用者負担額（保育料）の軽減【0～2 歳児】について

令和 9 年 9 月から第 1 子以降の保育料が無償化となります。

(1) 利用者負担額（保育料）軽減の内容および電子申込に必要な書類

ア 多子世帯軽減・・・第 2 子以降の利用者負担額（保育料）を無料とします。ただし、子育て給付課において世帯の市民税所得割額が確認できない場合は無償化の対象となりません。

必要書類
兄弟が別居している場合に必要（児童と同一世帯の場合は自動的に適用されます） □ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）など

イ ひとり親世帯軽減・・・ひとり親世帯の場合、第 1 子を半額とします。

必要書類
□ ひとり親世帯を証明する書類（ひとり親家庭等医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など）

ウ 在宅障害者（児）世帯軽減・・・在宅障害者（児）世帯の場合、第 1 子を半額とします。

必要書類
□ 該当者の障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給者証・障害年金証書

エ 生活保護世帯への軽減措置・・・生活保護世帯の場合は、無料とします。

必要書類
□ 生活保護受給証明書（3 ヶ月以内のもの）・休日夜間受診票

オ 災害・疾病等による利用者負担額（保育料）の軽減・・・災害、疾病、その他やむを得ない理由により著しく収入額に変更があり、利用者負担額（保育料）の支払いが困難と認められる場合に、利用者負担額（保育料）の軽減が受けられることがあります。詳しくは、子育て給付課までご相談ください。

(2) 軽減の適用開始月について・・・(1)の軽減にかかる事由発生日と書類の提出日により下記のとおり適用します。

軽減の事由が発生した日	軽減にかかる各書類提出日	適用開始月
当月 1 日	当月 5 日まで	当月から
	翌月 5 日まで	翌月から
当月 2 日以降	翌月 5 日まで	翌月から
	翌々月 5 日まで	翌々月から

※ひとり親世帯の軽減については P.24 「(2) 家族構成の変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について」をご確認ください。

3. 副食費免除【3～5 歳児】について

(1) 副食費免除の内容および電子申込に必要な書類・・・副食費については下記の場合に免除となります。

- ①【1 号認定】市民税所得割額が 77,101 円未満である場合、または 77,101 円以上で小学校 3 年のきょうだいから数えて第 3 子以降の場合に免除となります。
- ②【2 号認定のひとり親世帯・在宅障害者（児）世帯】市民税所得割額が 77,101 円未満である場合、または 77,101 円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第 3 子以降の場合に免除となります。
- ③【2 号認定の一般世帯】市民税所得割額が 57,700 円未満である場合、または 57,700 円以上で小学校就学前のきょうだいから数えて第 3 子以降の場合に免除となります。
- ④子育て給付課において保護者の課税情報が確認できない場合は、最高層で決定し副食費免除を適用しません。
- ⑤【生活保護世帯（1 号認定・2 号認定）】免除となります。

必要書類
□【ひとり親世帯の場合】ひとり親世帯を証明する書類（ひとり親家庭等医療証、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、保護者の戸籍謄本など）
□【在宅障害者（児）世帯の場合】該当者の障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当受給者証・障害年金証
□【市民税の修正申告をした場合】変更後の市民税課税証明書
□【生活保護世帯の場合】生活保護受給証明書（3 ヶ月以内のもの）・休日夜間受診票

(2) 免除の適用開始月について・・・(1)の免除にかかる事由発生日と申込日により下記のとおり適用します。

免除の事由が発生した日	免除にかかる各申込期限	適用開始月
当月 1 日	当月 5 日まで	当月から
	翌月 5 日まで	翌月から
当月 2 日以降	翌月 5 日まで	翌月から
	翌々月 5 日まで	翌々月から

※年度途中で市民税の更正があった場合は P.24 「(1) 市民税の申告における利用者負担額（保育料）の変更について」に準じた適用開始月とします。

※ひとり親になった場合は P.24 「(2) 家族構成の変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について」に準じた適用開始月とします。

※生活保護が廃止された場合は P.24 「(4) 生活保護の廃止に伴う利用者負担額（保育料）の変更について」に準じた適用開始月とします。

4. 利用者負担額（保育料）の変更について

（１）市民税の申告における利用者負担額（保育料）の変更について

税の還付、修正申告、減免等により年度途中で市民税額の更正があった場合に利用者負担額（保育料）を算定しなおします。速やかに電子申込してください。

必要書類	適用開始月
☐ 変更後の市民税課税証明書	当該年度（４月～翌３月分）に限り遡って適用。（前年度以前の変更は行いません。）

※ただし、未申告等により利用者負担額（保育料）が決定できずに最高階層で決定された場合は、算定必要書類（課税証明書・所得申告の控え等）を子育て給付課へ提出された後に利用者負担額（保育料）が変更となります。（当月５日までの提出で当月から変更、当月６日以降の提出で翌月からの変更となります。）

（２）家族構成の変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について

離婚によりひとり親となった場合*や、ひとり親世帯の保護者が婚姻した場合、または生計維持者の親族と同居となった場合は新たな算定対象者で利用者負担額（保育料）を算定しなおしますので電子申込してください。

*ひとり親になった場合の「ひとり親世帯軽減」については、P.23「2.（１）イ」を参照してください。

必要書類	適用開始月
☐ 変更の状況についての証明 例）離婚届受理証明・ひとり親家庭医療証	当該年度（４月～翌３月分）に限り、事由発生日の翌月に遡って適用（事由発生日が１日の場合は当月から適用）

（３）保育必要量（標準時間・短時間）変更に伴う利用者負担額（保育料）の変更について

P.19 の保育を必要とする事由の変更に伴い、必要となる保育必要量（標準時間・短時間）に変更があった場合、変更の事由が発生した日と各種添付書類により適用開始月は下記のとおりとなります。

変更事由ごとの必要書類はP.19 を参照してください。

変更の事由が発生した日	変更にかかる申込期限	適用開始月
当月 1 日	当月 5 日まで	当月から
	翌月 5 日まで	翌月から
当月 2 日以降	翌月 5 日まで	翌月から*
	翌々月 5 日まで	翌々月から*

*翌月から短時間から標準時間へ変更となる場合、当月は延長保育料が発生する場合があります。

例）５月９日より短時間勤務からフルタイムで勤務時間が変更となった場合、認定は５月が短時間、６月から標準時間となるため、送迎が短時間認定の基本保育時間を超える場合は、５月中は延長保育料が発生します。

（４）生活保護の廃止に伴う利用者負担額（保育料）の変更について

生活保護の廃止があった場合は利用者負担額（保育料）を算定しなおしますので電子申込してください。

*生活保護開始になった場合の「生活保護世帯軽減」については、P.23「2.（１）エ」を参照してください。

必要書類	適用開始月
☐ 生活保護受給廃止通知書	当該年度（４月～翌３月分）に限り、生活保護廃止日の翌月に遡って適用

5. 利用者負担額（保育料）等の納入について

（１）利用者負担額（保育料）等の納入方法について

利用者負担額（保育料）、延長保育料、主食費、副食費、デリバリー費の納入先は、利用される施設・事業により異なります。

利用する施設・事業者	保育料の納入方法	延長保育料、主食費、副食費、デリバリー費の納入方法
・認可保育所	- 口座振替にて豊中市へ納入 - 当月 26 日に振替（金融機関休業日の場合は翌営業日） 「豊中市利用者負担額（保育料）等口座振替利用書」を取扱金融機関窓口へ提出	施設の定める時期に施設の定める方法で、施設に納入
・公立認定こども園	- 口座振替にて豊中市へ納入 - 保育料、主食費、副食費、デリバリー費は当月 26 日、延長保育料は翌月 26 日に振替（金融機関休業日の場合は翌営業日） 「豊中市利用者負担額（保育料）等口座振替利用書」を取扱金融機関窓口へ提出	
- 私立認定こども園 - 地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育） - 家庭保育所 - ポピンスキップルーム	施設の定める時期に施設の定める方法で、施設に納入	

＜認可保育所・公立認定こども園の利用者負担額（保育料）等の納入について＞

- 振替開始までに 1 ヶ月程かかるので、口座振替開始月までは指定の納付書で納入していただきます。手続きについては「利用者負担額（保育料）等口座振替についてのご案内」（入所内定時に配布）をご覧ください。
- 特別な事情があり、口座振替ができない場合は、納付書（納付期限毎月 26 日。金融機関休業日の場合は翌営業日）での納入になります。

（２）保育料の滞納処分について

保育料は、施設を運営するための費用にあてられる大切なものです。納入期限内に保育料の納入がない場合は、督促を行います。納付が遅れた保育料には、延滞金の支払いが必要となる場合があります。その後も納入がない場合は、法令の規定により、勤務先への給与の支払い状況や預貯金等の財産調査を行い、差押え処分等を行うことがありますのでご注意ください。施設の健全な運営のために期限内の納付をお願いいたします。

（３）児童手当からの利用者負担額（保育料）等の徴収について

利用者負担額（保育料）等に滞納がある場合は、児童手当から滞納保育料等への充当を行うことができますので、子育て給付課までご連絡ください。

6. 利用者負担額（保育料）の還付について

以下の場合は、保育料の還付制度があります（欠席日数は、保育料支払月に対してであり、月をまたがっての日数ではありません）。

ただし、2号認定・3号認定のお子さんが特段の事情なく長期欠席が続く場合は、退所していただくことになります。ご注意ください。

還付請求の理由	還付金額
施設利用中のお子さんが疾病により、連続してひと月の間に 15 日以上保育を受けなかった場合（期間内の療養・入院等を証明する医師の診断書および利用施設の欠席届が必要）	半額還付
施設利用中のお子さんが疾病により、ひと月の間に全月保育を受けなかった場合（期間内の療養・入院等を証明する医師の診断書および利用施設の欠席届が必要）	全額還付

*未納保育料がある場合は、還付できないことがあります。

7. 利用者負担額（保育料）表

1 号認定児童および 3 歳児～5 歳児クラスに在籍の 2 号認定児童の利用者負担額（保育料）は、2019 年 10 月以降幼児教育無償化に伴い、0 円となっています。ただし、給食費（主食費・副食費）がかかります。

0～2 歳児クラスに在籍している児童が第 2 子以降の場合、利用者負担額（保育料）は無償です。（P.23「2.（1）ア」参照）

令和 9 年 9 月から第 1 子以降の保育料が無償化となります。

（1）2 号・3 号認定 利用者負担額（保育料）階層表【0 歳児～2 歳児クラス在籍児童】

（ア）一般世帯

階層	定義	保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業		家庭保育所		備考
		0歳児～2歳児		0歳児～1歳児		
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	0	0	0	0	注意③を参照
3	市民税・所得割額 48,600円未満	10,700 (10,600)	0	8,100 (8,000)	0	注意③を参照
4	市民税・所得割額 97,000円未満	19,400 (19,100)	0	14,600 (14,400)	0	注意③を参照
5	市民税・所得割額 169,000円未満	34,000 (33,500)	0	25,500 (25,200)	0	注意③を参照
6	市民税・所得割額 301,000円未満	45,900 (45,200)	0	34,500 (33,900)	0	注意③を参照
7	市民税・所得割額 397,000円未満	57,700 (56,800)	0	43,300 (42,600)	0	注意③を参照
8	市民税・所得割額 397,000円以上	78,000 (76,700)	0	58,500 (57,600)	0	注意③を参照

（イ）ひとり親世帯・在宅障害児（者）世帯

階層	定義	保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業		家庭保育所	
		0 歳児～2 歳児		0 歳児～1 歳児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	0	0	0	0
3	市民税・所得割額 48,600円未満	3,000 (3,000)	0	2,300 (2,300)	0
4A	市民税・所得割額 77,101円未満	3,000 (3,000)	0	2,300 (2,300)	0
4B	市民税・所得割額 97,000円未満	9,700 (9,600)	0	7,300 (7,200)	0
5	市民税・所得割額 169,000円未満	17,000 (16,800)	0	12,800 (12,600)	0
6	市民税・所得割額 301,000円未満	23,000 (22,600)	0	17,300 (17,000)	0
7	市民税・所得割額 397,000円未満	28,900 (28,400)	0	21,700 (21,300)	0
8	市民税・所得割額 397,000円以上	39,000 (38,400)	0	29,300 (28,800)	0

【注意】

- ① 保育料は、保育標準時間を記載しています。下段の（ ）は保育短時間を記載しています。
- ② 上記所得階層区分は、4 月分から 8 月分までは前年度の市民税による区分、9 月分から翌年 3 月分までは当年度の市民税による区分となります。
- ③ 市区町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- ④ 一般世帯で同一生計のお子さんが 2 人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に 2 人目以降は無償となります。
- ⑤ 保育料算定時に、必要書類の提出が無い場合は、第 8 階層とみなします。この場合、第 2 子以降であっても無償とはなりません。
- ⑥ 上記表の歳児の区分はクラス年齢です。歳児の区分はその年齢の誕生日を迎えた日以降の 4 月 1 日に変更となります。（例：8 月で 3 歳となる児童が「3 歳児」の区分に変わるのは 3 歳の誕生日以降の 4 月からです。）
- ⑦ 認定保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。ただし、第 1 階層、第 2 階層世帯の児童は無料となります。
- ⑧ 税の還付、修正申告等により年の途中に税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更なることがありますので速やかに届け出てください。
- ⑨ 保育料の算定時に保護者である父母がいずれも市民税非課税で、かつ、生計が同一である世帯の扶養義務者（祖父母等）のいずれかが 300 万円以上の収入がある場合は、扶養義務者のうち収入の多い者の市民税の所得割額で保育料を決定します。
- ⑩ 月途中での入退所については、その月の保育料は日割り計算します。その月の保育料＝月額保育料×在籍日数（休園日除く、25 日を超える場合は 25 日）÷25 日（10 円未満切り捨て） ＊土曜日閉所園は 25 日ではなく 20 日

【利用者負担額（保育料）について】

（２）延長保育料

定められた保育時間を超えて施設を利用する場合は、通常の保育料のほかに別途延長保育料がかかります。保育標準時間認定の場合は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分、保育短時間認定の場合は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分を超えて利用した場合に延長保育となります。なお、料金は 1 時間 200 円となります。

	7:00	9:00	14:00	17:00	18:00	19:00
教育標準時間（１号）	一時預かり（延長保育） （有料）		基本教育時間 （約 5 時間/日）	一時預かり（延長保育）（有料）		
保育標準時間（2 号・3 号）	基本保育時間（最長 1 1 時間/日）					延長保育（有料）
保育短時間（2 号・3 号）	延長保育（有料）		基本保育時間（最長 8 時間/日）	延長保育（有料）		

※ 1 号認定の基本保育時間・延長保育料（一時預かり料）は、施設によって異なります。

※ 延長保育は保育施設によって異なります（施設の開所時間は P.38～P.43 を参照してください）。開所時間内のお迎えを必ず守ってください。

※ 延長保育料については、第 1 階層、第 2 階層の児童は無料となります（市外の施設に入所している児童、公立こども園以外の施設の 1 号認定は有料）。

※ 市外の施設に入所している場合は、施設の設定する料金を支払ってください。

■ 幼児教育・保育無償化

1. 幼児教育・保育無償化の対象者

3歳から小学校に就学するまでの幼稚園・認定こども園・保育所の児童は、世帯の所得に関係なく保育料が無償化の対象です。また「保育を必要とする事由がある」世帯は、幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料と、認可外保育施設の利用料も無償化対象になります。0歳から2歳児クラスまでの児童は「非課税世帯」または「生活保護世帯」で、「保育を必要とする事由がある」世帯は無償化対象となります。

2. 無償化の給付方法

保護者が支払う必要のない「代理受領」と、一旦保護者が支払い後から返ってくる「償還払い」のどちらかになります。

■ 幼稚園・保育所・認定こども園の保育料…代理受領*1

■ 幼稚園の預かり保育料・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料・認可外施設等の利用料……償還払い*2

*1：「代理受領」とは、市から園に直接支払う仕組み（法定代理受領）です。

*2：「償還払い」とは、預かり保育料を一旦保護者から園に支払っていただき、年4回、保護者からの請求に基づいて後から支給する仕組みです。

3. 無償化に伴う施設等利用給付認定

施設等利用給付認定（無償化により令和元年（2019年）10月から新設された認定）	
新1号認定	「保育を必要とする事由がない」世帯で、従来制度の幼稚園を利用する子ども
新2号認定	「保育を必要とする事由がある」世帯で、3歳児クラス *1～就学前までの子ども
新3号認定	（非課税世帯 *2 または生活保護世帯のみ） 「保育を必要とする事由がある」世帯で、0歳～2歳児クラスまたは満3児クラス *3

*1：3歳児クラスとは、3歳の誕生日以後初めての4月1日から翌年の3月31日まで。

*2：4月～8月は前年度、9月～3月は当該年度分の市民税で判定します。

保護者全員が非課税世帯の場合は、同居者も判定対象になります。

*3：満3児クラスとは、3歳の誕生日以後初めての3月31日まで。

4. 保育を必要とする事由

保護者全員が下記の事由が必要です。保護者のうちひとりでも専業主婦（夫）の家庭は該当しません。

該当事由		
1	就労	恒常的に月64時間以上の就労中の場合 月64時間以上の就労に内定中の場合、すでに64時間未満の就労中の場合 ※求職活動での認定になりますので3か月の認定期間中に月64時間以上の「就労中」の提出が必要です （例）現在育休中で復職に伴い10月より認定を受ける場合 9月30日までに「11月1日復職予定」の就労証明書を提出のうえ、11月1日に復職し、復職後の「復職済み」の就労証明書を復職日から14日以内に提出された場合に限り、10月1日から認定。
2	疾病・障害	保護者の疾病・障害により日常生活が困難または支障がある場合
3	介護・看護	同居親族を常時介護または看護している場合
4	就学	学校または職業訓練校に月64時間以上通学中の場合 （例）10月1日に就学開始予定の場合 9月30日までに「10月1日就学予定」の事由証明書を提出のうえ、10月1日に就学し、就学後の「就学済み」事由証明書を10月5日までに提出された場合に限り、10月1日から認定。
5	妊娠出産	分娩予定日の前後2か月
6	育児休業中の継続利用（兄・姉が対象）	育児休業取得期間 ※すでに「上記1～5の事由」で新2号・新3号認定を受けている場合のみ対象です。 ※すでに新2号・新3号認定者を受けていても、利用施設を変更される場合は該当しません。 ※新規で新2号・新3号認定申込の場合は該当しません。

5. 申込日と適用月

認定にかかる書類の提出日と認定開始月については下記のとおりです。電子申込してください。

認定にかかる申込期限	適用開始月
当月末日まで	翌月から認定

*提出日までに認定にかかるすべての必要書類が整っていることが必要です。

*認定期間は認定事由の発生日や書類の提出日によって異なります。

*書類の不備不足があると申込は受け付けられず、新2号・新3号認定になりません。

【育児休業からの復職予定・就学予定についての特例】

復職予定の方は、前月末までに復職予定の就労証明書を含む必要書類を提出したうえで、適用月の翌月1日までに復職したことを証明する就労証明書を復職日から14日以内に提出した場合、当月1日から認定を受けることができます。

就学予定の方は、前月末までに就学予定の保育を必要とする事由証明書を含む必要書類を提出したうえで、当月1日に育児休業から就学開始したことを証明する保育を必要とする事由証明書を当月5日までに提出した場合、当月1日から認定を受けることができます。

【注意事項】

- ① 新制度幼稚園と認定こども園の1号・従来制度幼稚園（新1号）および認可外保育施設に新規入所し、入所日から新2号・新3号認定を希望の方は、入所前に次ページの必要書類をすべて整えて電子申込していただくと、入所日から認定します。
- ② すでに幼稚園・認定こども園（1号）・従来制度幼稚園（新1号）および認可外保育施設に入所されていて、新2号・新3号申込希望の方は、毎月末までに次ページの必要書類をすべて整えて電子申込していただくと、翌月からの認定になります。

6. 申込方法

手続きに必要な書類は施設に配布していますので利用される施設にご確認ください。

【豊中市ホームページからダウンロードできます】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/yochien/index.html> (こちらを読み取ってください→)

※施設の種別によって様式が異なりますのでご注意ください。



認定区分		必要書類
新1号	「保育を必要とする事由がない」世帯で、 従来制度の幼稚園を利用する子ども	□【ひとり親世帯の場合】児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療証・保護者の戸籍全部事項証明のいずれか一点
新2号	「保育を必要とする事由がある」世帯で、 3歳児クラス～就学前までの子ども ※2号認定で保育所や認定こども園・幼稚園を利用されない場合	□保護者全員分の保育を必要とする事由証明書または就労証明書 (*妊娠出産の場合は母子手帳(母の名前と分娩予定日を記載したページ)) □【ひとり親世帯の場合】児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証・保護者の戸籍全部事項証明のいずれか一点
新3号	(非課税世帯、生活保護世帯のみ) 「保育を必要とする事由がある」世帯で、 0歳～2歳児クラスまたは満3歳児クラスの子ども ※2号認定で保育所や認定こども園・幼稚園を利用されない場合	□保護者全員分の保育を必要とする事由証明書または就労証明書 (*妊娠出産の場合は母子手帳(母の名前と分娩予定日を記載したページ)) □【豊中市で課税状況がわからない場合】保護者全員の非課税であることが確認できる課税証明書 □【ひとり親世帯の場合】児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証・保護者の戸籍全部事項証明のいずれか一点 □【生活保護世帯の場合】生活保護受給証明書(3ヶ月以内のもの)、休日夜間受診票のいずれか一点

※複数の施設に入所・入園を申込むことは可能ですが、入所時にいずれかひとつに決めていただきます。

同時に複数の認定をすることはできません。

7. 世帯状況・利用施設ごとの認定区分および無償化の範囲

令和8年10月以降の利用分より金額が変わります。

下記の※1：12,300円、※2：28,000円、※3：40,300円、※4：17,700円、※5：45,700円、※6：490円

世帯の状況	利用している施設	クラス年齢ごとの支給認定イメージ			無償化の範囲
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		満3歳の 前日まで	満3歳から		
保育を必要とする事由あり	課税世帯	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	3歳児クラス以上：2号保育料 2歳児クラスに属する満3歳の2号認定は無償化対象外
		【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号	満3歳：1号保育料 3歳児クラス以上：1号保育料+預かり等月11,300円※1まで
		【従来制度の幼稚園】		新1号	満3歳：月25,700円※2まで* 3歳児クラス以上(新2号)：月25,700円※2まで+預かり等月11,300円※1まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで+預かり等月11,300円※1まで
		【認可外保育施設】		新2号	3歳児クラス以上：月37,000円※3まで
		【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	0～5歳まで：保育料
	非課税世帯	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号+新3号	0～2歳まで：3号保育料 満3歳(1号+新3号)：1号保育料+預かり等月16,300円※4まで 3歳児クラス以上(1号+新2号)：1号保育料+預かり等月11,300円※1まで
		【従来制度の幼稚園】		新3号	満3歳(新3号)：月25,700円※2まで+預かり等月16,300円※4まで 3歳児クラス以上(新2号)：月25,700円※2まで+預かり等月11,300円※1まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで+預かり等月11,300円※1まで
		【認可外保育施設など】 ※無償化確認認定されている施設・サービスのみ対象	新3号	新2号	0～2歳児クラスまで(新3号)：月42,000円※5まで 3歳児クラス以上(新2号)：月37,000円※3まで
	必要な事由なし	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号	満3歳以上：1号保育料
		【従来制度の幼稚園】		新1号	満3歳以上：月25,700円※2まで* *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで

分類：

教育・保育給付認定

施設等利用給付認定(教育・保育給付との併用含む)

- * 無償化の給付を受けるためには、必要な認定申込に加えて、利用施設が無償化対象の確認認定を受けていることが必要です。
- * 預かり等とは、利用される施設で教育標準時間(9時～14時)前後の「預かり保育」事業のことです。新2号・新3号認定を受けても、必ず「預かり保育」が利用できるとは限りません。預かり保育のルールなどは各施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。
- * 無償化となる「預かり保育料」の計算方法は、預かり保育料が無償化の対象となる場合は、下記 a. b. c. のうち一番低い額が給付されます。

a. 450円※6 × その月に利用した日数の合計額、b. その月に実際に支払った金額、c. 月額上限(新2号11,300円※1、新3号16,300円※4) c. の月額上限が支給されるとは限りませんのでご注意ください。

- * 以下の費用は無償化対象外となります。

認定こども園・保育所(2号・3号)延長保育料、園独自の上乗せ徴収費(特定負担額・施設維持費・教育充実費など)、制服・帽子・用品代などの実費徴収、行事費、通園送迎費用、食材料費(主食費・副食材料費)
※副食費について免除制度あり。

- * 保育を必要とする事由の有無に関わらず、3歳児以上就学前までの児童の児童発達支援の利用者負担額は無償となります。
- * 認可外保育施設についての詳細は、P30の「10. 認可外保育施設およびサービスについて」参照

8.償還払いの給付時期

利用月	給付月（振込予定）
4月～6月分	9月末
7月～9月分	12月末
10月～12月分	3月末
1月～3月分	5月末

*利用施設の請求・支払い方法などにより償還払いの振込予定が異なる場合もあります。

*必要書類は利用施設が配布しています。「請求書（償還払い用）」の申込が必要です。

9.無償化に伴う各サービスの併用について

里帰り出産等により複数のサービスが必要な場合、サービスの組み合わせによっては併用利用が可能なものがあります。下表でご確認ください。なお利用される前に、利用される施設をとおして届出が必要です。

令和8年10月以降の利用分より金額が変わります。下表の*1：12,300円、*2：17,700円、*3：40,300円、*4：45,700円

現在利用中の施設・サービス	利用中の認定区分	里帰り先等で利用希望するサービスおよび併用利用可否（○：利用可、×：利用不可）		
		保育所 （小規模事業・事業所内保育所含む） 認定こども園、新制度幼稚園	従来制度幼稚園	認可外保育施設※1 一時保育等
保育所 小規模事業・事業所内保育所含む	2号・3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
認定こども園	1号・2号・3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
	新2号・新3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
新制度幼稚園	1号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
	新2号・新3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
従来制度幼稚園	新1号 新2号 新3号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
国が定める「預かり保育」の基準を満たしていない「預かり保育の提供が不十分な園」と認定された従来制度幼稚園 <豊中市内の幼稚園> ・梅花幼稚園 ・大阪音楽大学付属音楽幼稚園	新1号	×	×	○ 利用は可能ですが、無償化の給付なし
	新2号	×	×	○ 利用中の預かり保育とあわせて月11,300円*1まで無償化対象
	新3号	×	×	○ 利用中の預かり保育とあわせて月16,300円*2まで無償化対象
認可外保育施設 一時保育 ベビーシッター ファミリーサポート等	新2号	○ 2号認定で無償化を受けて利用。そのため利用中の認可外保育施設の方は無償化対象外になります 別途、広域入所の手続きが必要	○ ただし利用中の認可外保育施設は無償化対象外になります	○ 利用中の施設・サービスとあわせて月37,000円*3まで無償化対象
	新3号	○ 3号認定で無償化を受けて利用。そのため利用中の認可外保育施設の方は無償化対象外になります 別途、広域入所の手続きが必要	○ ただし利用中の認可外保育施設は無償化対象外になります	○ 利用中の施設・サービスとあわせて月42,000円*4まで無償化対象

※1 認可外保育施設についての詳細は下記「10.認可外保育施設およびサービスについて」を参照。

10.認可外保育施設およびサービスについて

下記に該当する施設やサービスで無償化対象となるための手続きを施設市区町村へ行い「無償化の確認認定を受けている施設※2」のみ対象です。無償化の確認認定を受けているかについては、利用される施設が施設のある市区町村へお問い合わせください。

- ① 認可外保育施設 ② ベビーシッター ③ 一時保育事業※2 ④ 病児保育事業
⑤ ファミリーサポートセンター事業（保育のみ対象、送迎や家事代行等は無償化の対象外）

市内の認可外保育施設の
一覧はこちらから↓

【注意事項】

- ※2 無償化対象の確認認定を受けている施設とは、施設事業者が施設所在地の役所へ届出を行い、国が定める基準を満たしている施設です。確認認定を受けていない認可外保育施設は無償化の対象外です。他市独自制度の定めなどにより、補助金や給付対象にしている施設は対象外です。
- 一時保育事業に関しては、P.32 一時保育事業の「断続的一時・緊急一時」、P.33 ポピュラスキッズルームの「一般利用」が対象です
- 企業主導型保育施設に関してはP.31「12. 企業主導型保育施設等に提出する支給認定証の交付について」を参照。



11.新 2 号・新 3 号認定児童にかかる手続き

「変更申込フォーム」から電子申込してください。

(1) 保育を必要とする事由に変更があった場合の必要書類

手続きが必要な場合	必要書類
勤務先が変更になる場合	□保育を必要とする事由証明書または就労証明書 (申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
雇用・就学などの期限に更新があった場合	□母子手帳(母の名前・分娩予定日を記載したページ)
産前・産後休暇に入る場合	□就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
育児休業を取得する場合	□就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
求職活動(内定)で認定の方が就労した場合	□就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
育児休業で認定を受けている状態から復職した場合	□就労証明書(復職日以降に発行された、「復職年月日」欄の「復職済み」にチェックがあり、復職年月日の記載があるもの)
育児休業から復職予定・就学予定で申し、 就労または就学した場合	□保育を必要とする事由証明書または就労証明書 (申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)
仕事を辞めて認定事由がなくなる場合 就労時間が月 64 時間以下になる場合	※電子申込で取下げを選択

(2) 転居、世帯の変更、退所される場合の必要書類

手続きが必要提出が必要な場合	必要書類
家族構成に変更があった場合 (婚姻・出産・離婚・死亡・同居など)	□ひとり親証明書(離婚・死亡の場合) 例) 離婚届受理証明(最新年度のもの)・ひとり親家庭等医療証(最新年度のもの)・ 保護者の戸籍謄本(申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの)など □保育を必要とする事由証明書または就労証明書(申請日から 3 ヶ月前以降に 発行されたもの)※婚姻などにより保護者が増える場合(※妊娠出産の場合 は母子手帳(保護者氏名と分娩予定日を記載したページ))
電話番号に変更がある場合 ※1 号の場合 P19 参照	※電子申込で家族構成の変更を選択
国外に転居する場合 ※国内転居は不要	※電子申込で代理人を設定
退所(系列施設への異動も含む)	□変更・取下げ・退所届 ※退所欄に記入(施設独自の書式も可) (※新たな施設で引き続き認定を希望される場合、新規申込みが必要です。)

(3) 変更にかかる各申込と適用開始月

変更の事由が発生した日	変更にかかる各申込期限	適用開始月
当月 1 日	前月末まで	当月から
	当月 1 日以降	翌月から
当月 2 日以降	前月末まで	翌月から
	当月末まで	翌月から

(4) 注意事項

- ① 認定期間は「保育を必要とする事由」により異なります。市が定める期日までに新たな「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」の提出がない場合、認定は取下げになります。認定が取下げられてから新たな「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」の提出があった場合は、認定事由や発生日によって認定できない場合があります。
- ② 認定後、「保育を必要とする事由」の現況・継続確認を行います。必要書類は利用施設を通して配布します。市が定める期日までに必要書類の提出がない場合、償還払いを停止する可能性があります。(現況・継続確認の時期は不定期)
- ③ 保育を必要とする事由がない期間中に施設等利用給付費の支給を受けていたことが発覚した場合、遡って返金していただきます。
- ④ 豊中市で新 1 号・新 2 号、新 3 号認定を受けている方が、豊中市外へ転出された場合、給付額は日割り計算になります。転出先の市区町村でも新 1 号・新 2 号、新 3 号認定を希望される場合は、事前に転出先の市区町村へ必要な手続きについてご確認ください。※転出前後で利用施設が変わらない場合でも、事前に手続きが必要です。
- ⑤ 提出書類は豊中市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/yochien/mushoka1go.html>

(こちらを読み取ってください→)



12.企業主導型保育施設等に提出する支給認定証の交付について

認可外保育施設のなかでも、企業主導型保育施設は「公益財団法人児童育成協会」を通じて国から施設に無償化と同程度の助成があるため、市への無償化の手続きは不要です。

ただし利用施設に「支給認定証」の提出が必要な方は、豊中市電子申込システムから手続きしてください。申込には保護者全員の「就労証明書」または「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。※「育児休業中」事由の場合、新規の認定はできません。

【詳しくは豊中市ホームページをご確認ください】

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/sikyunteishohakkou.html>

(こちらを読み取ってください→)

※施設の種別によって必要な手続きが異なりますのでご注意ください。



■各施設における多様な保育事業について

各施設で実施している保育事業は、保育認定（2号・3号認定）がなくてもご利用いただけるものもあります。

1. 一時保育事業（一時預かり事業）

保護者が週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、一時的に施設をご利用いただく制度です。「断続的一時保育」と「緊急一時保育」があります。

保育認定を受けていないお子さんでもご利用いただけます。

● 断続的一時保育

週3日を限度として断続的に保育が困難となるお子さんを保育する事業

【対象となる事由】保護者の就労やリフレッシュ等 **事由は問いません。**

● 緊急一時保育

利用初日から1ヶ月のうちで12日を限度として緊急・一時的に保育する事業

【対象となる事由】保護者の疾病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由。**「就労」が事由の方は利用できません。**

	断続的一時保育事業	緊急一時保育事業
実施施設	民間施設 実施施設はP38「市内施設一覧」をご参照ください	民間施設、公立認定こども園
利用条件	豊中市に住民登録されている満1歳～就学前のお子さん (ただし施設により利用できる年齢が異なります。)	
実施日	各施設の開所日	
利用時間	各施設の開所時間（午前7時00分～午後7時00分）	
利用定員	各施設による	
利用料金	午前7時00分～午後6時00分までの利用 一人2,200円/日、飲食費400円（市民税非課税世帯等の減免制度あり）	
一時保育延長保育利用料金	午後6時01分～午後7時00分：延長利用料200円 ＊北丘聖愛園のみ開所時間は午後8時までとなります。 延長保育料：午後7時01分～午後8時00分まで600円 月極保育料：午後6時01分～午後8時00分まで6,400円	
書類配布場所	一時保育事業実施施設等	
書類提出先・問合せ	利用希望施設	

(ア) 申込方法

断続的一時保育	緊急一時保育事業
事前登録・利用申込はこちら↓ 	登録書提出はこちら→ 公立認定こども園での緊急一時保育利用を希望される場合は 直接認定こども園へお問い合わせ後、事前登録・利用申し込みを行ってください。※利用当日による電子申込はできません 

- ・同一施設で断続的一時保育事業と緊急一時保育事業を併用する場合は、あわせて月に12日が限度です。
- ・年度ごとに申込が必要です。

(イ) 提出書類

- ☐ 一時保育事業利用登録書
- ☐ 一時保育利用申込書
- ☐ お子さんの健康状態について
- ☐ 一時保育事業利用についての意見書（医師の診断書、費用は実費負担）

(ウ) 一時保育利用料の減免について

一部世帯の一時保育の利用料を減免します。減免申請等の詳細につきましては下記二次元コードを読み取り、市ホームページをご参照ください。

対象となる世帯	減免後の一時保育利用料（飲食費除く）
生活保護受給世帯	利用料 0円 延長保育料 0円
市民税非課税世帯	利用料 0円 延長保育料 0円
世帯の住民税所得割額合計が77,101円未満の世帯	利用料 400円 延長保育料 200円
市が特に必要と認めた世帯	利用料 700円 延長保育料 200円



【多様な保育事業】

2. ポピンズキッズルーム（庄内・桜の町）一時保育事業等

待機児童解消を目的として、民間事業者への委託による一時保育事業を行います。一時保育事業には、定期利用枠と一般利用枠があります。

	①定期利用	②一般利用
利用条件	市内に居住し、認可施設の入所を待機している 1 歳児クラス、2 歳児クラス対象年齢のお子さん ※認可施設の申し込みをしていない方、申し込み後一度も選考されていない方は利用できません。 ※利用にあたっては認可施設への転所届の提出が必須となります。	市内に居住し、生後 6 ヶ月～小学校就学前までのお子さん ※週 3 日を限度として利用可能です。 ※認可施設で実施する一時保育事業（断続的・緊急）との併用が可能です。
定員	庄内 38 名、桜の町 24 名	庄内 4 名、桜の町 2 名
申し込み	認可保育・教育施設への利用調整申し込みの際に、併せて申し込みをしてください。	事前登録・利用申込が必要です。
利用料金	月額 25,000 円 （市民税非課税世帯等の減免制度あり） ※第二子以降無償化対象 ※令和 9 年 9 月から第 1 子以降の保育料が無償化となります。	一日利用 2,200 円＋飲食費 庄内 530 円、桜の町 583 円 半日利用（7:00～12:00）1,100 円＋飲食費 庄内 530 円、桜の町 583 円 半日利用（12:00～18:00）1,100 円 （市民税非課税世帯等の減免制度あり）
申し込み	子育て給付課	ポピンズキッズルーム庄内・ポピンズキッズルーム桜の町
実施日	月曜日～土曜日（日、祝、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）	
利用時間	7 時 00 分～1 8 時 00 分（1 8 時から 1 9 時までは延長保育可。200 円/時間）	
その他	【ポピンズキッズルーム庄内】駐車場なし 【ポピンズキッズルーム桜の町】駐車場あり	
住所・電話番号	【ポピンズキッズルーム庄内】 561-0831 豊中市庄内東町 2-1-4 庄内駅前庁舎 3 階 TEL 06-6398-9710 【ポピンズキッズルーム桜の町】 560-0012 豊中市上野坂 2-6-1 豊中市医療保健センター内 TEL 06-6849-8760	

3. 土曜日共同保育

保育所等において、土曜日の利用が少ない場合に近隣の保育所等が連携し、1 ヶ所の施設で保育を行います。施設一覧（P.38～）の施設名欄に「土曜日共同保育」の記載がある施設は、土曜日の保育を別施設にて行います。土曜日共同保育の内容については施設へ直接お問い合わせください。

4. 休日保育

日曜や祝日にも保護者が就労などにより、お子さんを家庭で保育できない場合にご利用いただく制度です。
※実施施設の名称は、変更となる場合があります。

実施施設	①ポピンズキッズルーム庄内（豊中市庄内東町 2-1-4 庄内駅前庁舎 3 階） ②ポピンズキッズルーム桜の町（豊中市上野坂 2-6-1 豊中市医療保健センター内 1 階）
利用条件	・豊中市内に居住し、生後 6 ヶ月以上で認可保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭保育所を利用しているお子さん ・上記お子さんと同一世帯に属する就学前児童（生後 6 ヶ月以上） ・施設利用申込をされていて、就労等により認可外保育施設・幼稚園等を利用中の生後 6 ヶ月以上のお子さん
実施日	日曜日、祝日、12 月 29 日、12 月 30 日（12 月 31 日～1 月 3 日は実施しません）
利用時間	7 時 00 分～19 時 00 分
利用定員	①②とも 12 名程度/日
利用料金	一日利用（7 時～18 時）2,200 円 半日利用（7 時～12 時）1,100 円 半日利用（12 時～18 時）1,100 円 18 時～19 時は延長保育 200 円/時間 ※変更となる場合があります。
書類配布場所	こども事業課、認定こども園、民間保育所（園）等
書類提出先	こども事業課、認定こども園、民間保育所（園）等
申込方法及び提出書類	・利用には事前登録が必要です ・申込方法について、詳しくは市ホームページをご確認ください

5. 病児保育事業

仕事・傷病・事故・出産などの事情で、病気中のお子さんを保育できない場合にご利用いただく制度です。
詳しくは市ホームページの「病児保育」をご覧ください。

利用条件	豊中市内に居住している、満 1 歳～小学校 4 年生までのお子さん ＊未就学児について、利用に際して保育必要認定は不要です。 ＊0 歳児や豊中市外にお住まいで病児保育室の利用を希望される方は、施設に直接お問い合わせください。
実施日	月曜日～金曜日（土、日、祝、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
利用時間	午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分
利用料金	2,000 円／回（ひとり親世帯・在宅障害者世帯、非課税世帯への減免制度あり。詳細は子育て給付課へ） ＊食費・おやつ代等が別途必要（施設に直接お問い合わせください）
書類配布場所	病児保育室、豊中市ホームページ
書類提出先	病児保育室

（ア）実施施設（病児保育室）

実施施設	所在地・電話番号	定員
シャイニーキッズとよなか	豊中市岡上の町 2-1-8-6 とよなかハートパレット 2 階 電話：06-6843-5519（受付：午前 8 時～午後 6 時）	20 名
しまこしないかキッズルーム	豊中市中桜塚 2-25-9（島越内科 4 階） 電話：06-6841-1300（受付：午前 8 時～午後 6 時）	6 名
関西メディカル病院附属エンゼル保育園	豊中市新千里西町 1 丁目 1-7-1 電話：06-6836-1515（受付：午前 8 時～午後 6 時）	4 名
にっこりほうなん病児保育園	豊中市豊南町西 4-3-16-102 電話：06-6335-7177（受付：午前 8 時～午後 6 時）	4 名

（イ）申込方法

利用には事前登録が必要です。利用を希望する日までに病児保育室あてに登録票を提出し、前日までに利用したい施設に電話にて予約をしてください。

（ウ）提出書類（年度ごとに必要です）

☐ 豊中市病児保育利用登録票

（エ）利用当日持参書類

☐ 診療情報提供書（病児保育室用） ☐ 豊中市病児保育室利用申込書
☐ 病児保育個人記録票 ☐ 病児保育利用料減免申請書＊減免に該当する場合のみ

6. 豊中市立児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童発達支援や診療などを提供します。

(ア) 実施内容

- ① 発達支援「くるみ」 TEL 06-6676-7890
通所給付費の支給決定を受けた方が対象になります。
 - ・親子通所
月曜日～金曜日の毎日実施。育ちに何らかの支援を必要とする子どもに対し、保護者とともに通い、小集団のクラスで、生活や遊びを通して、人との関係の土台作りと共に基本的な生活習慣の獲得に向けて療育を行うとともに、保護者に子どもへの関わりの助言を行います。
 - ・単独通所
子どもの個々の状況に配慮しながら保育士・児童指導員が、少人数やグループでの遊びを通して人といることの心地よさを感じ、気持ちの通じ合う人間関係の土台作りをめざしています。
 - ・小集団親子教室
日常生活において基本的動作の習得および集団生活に適應することができるように、保護者とともに通い、子どもの育ちに合わせた関りについて助言などの支援を行います。
※令和6年1月より1歳児及び2歳児の小集団親子教室は地域子育て支援センター等にて発達支援親子教室を実施します。
- ② 放課後等ディサービス「hoop(ふーぷ)」 TEL 06-6676-7890
通所給付費の支給決定を受けた方が対象になります。
本人（高等学校学齢相当の方）が発達特性・強み・弱みをより具体的に理解し、自身に合わせた支援や環境的配慮を周りに発信し、日常的に伝えていけるよう本人支援を行います。
- ③ 障害児一時預かり「りーふ」 TEL 06-6676-7890
就学前の育ちに支援の必要な子どもにおいて、保護者の緊急時など一時預かりを行います。
- ④ こども療育相談「つぼみ」 TEL 06-6866-2377
育ちに何らかの支援が必要な子どもに、お困りごとの課題整理や問題解決に向けてのお手伝い、子どもの属する集団での関わり方や環境設定の工夫など専門職による助言を行います。障害児通所支援などを利用するにあたり、適切な福祉サービスが提供されるよう計画相談を行います。また、保育所等の集団の場でのびのびと生活できるよう、子どもに対する支援と訪問先施設職員に対する支援を行います。
- ⑤ 発達支援親子教室「くれよん親子教室」 TEL 06-6866-2360
地域子育て支援センター等にて(市内8か所)、保護者の方の悩みや不安を職員がお聞きしながら親子遊びを楽しむ中で関わり方をお伝えしていきます。
- ⑥ 診療所「しいのみ」 TEL 06-6866-2340
概ね18歳までの方に、発達の課題における医師の見立てや、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などを行います。

(イ) 所在地

豊中市稲津町1-1-20

7. ファミリー・サポート・センター

「子育ての援助が必要な人（依頼会員）」と「子育ての援助ができる人（援助会員）」とを結びつけ、地域で支え合う会員制の育児支援ネットワークです。保育施設利用の有無にかかわらず利用できます。

(ア) 援助活動内容

- 保育施設・幼稚園などへの送迎及び預かり
- 学校・学童保育（放課後こどもクラブ）終了後の預かり
- 保護者の求職活動・臨時的就労時の預かり
- リフレッシュでの預かり
- 子どもの習い事などの送迎
- 多胎児家庭での見守りや検診などへの同行 など

活動日	原則、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日	
活動時間帯	午前7時00分～午後10時00分	
謝礼金	平日（月曜日～金曜日）の午前8時00分～午後8時00分	800円／時間
	● 土曜日、日曜日、祝日 ● 平日で上記の時間帯以外に活動したとき ● 病気回復期の子どもを預けるとき	900円／時間

<注意事項>

- 謝礼金や活動にともなう交通費などは、活動のつど援助会員に直接お支払いください。
- 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 1時間を超える活動の場合、30分以内は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間分となります。
- 子どもを預かる場合は、原則として援助会員の自宅での活動です。
- 子どもの宿泊はできません。
- 援助依頼は希望に添えないことがあります。
- ひとり親世帯は補助制度があります。子育て給付課家庭給付係（電話 06-6858-2767）までお問い合わせください。
- 多胎児世帯は補助制度があります。下記問合せ先までお問い合わせください。

(イ) 申込方法

まずは、登録説明会に参加し、会員登録をしてください（要予約）。

詳細はセンターにお問い合わせください。

【問合せ先】 とよなかファミリー・サポート・センター（社会福祉法人豊中市社会福祉協議会）
 電話 06-6841-9383 月曜日～金曜日（平日） 午前9時00分～午後5時00分
 ホームページアドレス：<http://www.toyonaka-shakyo.or.jp/family.html>
 ↓こちらを読み取ってください



8. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらずに利用できる新たな通園給付として「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施しています。

（ア）利用対象者

- 豊中市内在住
- 利用開始日時点で、0歳6か月から2歳（3歳の誕生日の前々日まで利用可）
- 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育）、家庭保育所、ポピンズキッズルーム（庄内・桜の町）、企業主導型保育施設などに在籍していない

（イ）利用可能時間数

こども1人あたり1か月10時間まで

（ウ）利用までの流れ

- ① 電子申込フォーム（LoGo フォーム）での認定申請
- ② こども誰でも通園制度総合支援システムへの利用者登録
- ③ 初回面談予約→利用予約→利用開始。

電子申込フォーム（LoGo フォーム）及び詳細につきましてはホームページをご確認ください。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/hoikusho/daredemotuuendeido.html>



（エ）標準利用料

こども1人1時間あたり標準利用料300円

- 標準利用料に加えて別途利用料や給食費・おやつ代が必要な場合があります。
- 標準利用料については要件を満たせば減免されます。詳しくはホームページにてご確認ください。

（オ）実施施設 ※令和8年9月1日時点。詳細は市ホームページをご確認ください。

施設名	所在地	番号	利用 タイプ	曜日	時間	歳児	標準利用料以外の費用
認定こども園 せんりひじり幼稚園・ ひじりにじいる保育園	新千里北町 3-2-1	6873- 4152	定期	火 木 金	(1・2学期)9:30~11:30 (3学期)9:30~12:30	2歳児	入会金5,000円/年 (1・2学期)保育料3,400円/月 (3学期)保育料4,600円/月 保険料600円/年 用品代有
幼稚園型認定こども園 服部みどり幼稚園	城山町 4-9-8	6862- 1269	柔軟	水 金	9:00~13:00	1~2歳児	保険料500円/年 名札代160円/年
幼保連携型認定こども園 北丘聖愛園	新千里北町 1-18-1	6832- 2778	定期	水 金	9:15~11:45	0~2歳児	入会登録料2,000円
東泉丘ひだまり保育園	東泉丘 2-12-18	6857- 8611	定期	月 水 金	10:00~12:30	(月曜)0歳児 (水曜)1歳児 (金曜)2歳児	給食費300円/日
幼保連携型認定こども園 庄内こどもの杜幼稚園	庄内幸町 5-22-1	6334- 9264	定期	不定期	10:00~11:30	1~2歳児	入会金200円/1期
幼保連携型認定こども園 てしま保育園	服部西町 3-5-12	6864- 0943	柔軟	月~金	9:00~16:00	0~2歳児	給食費300円/日
幼保連携型認定こども園 夢の鳥	服部南町 5-6-9	6862- 7611	定期	火 金	9:00~11:30	2歳児	不要
幼保連携型認定こども園 追手門学院幼稚園	新千里南町 1-3-3	6871- 2986	定期	火 木	10:30~13:00	2歳児	入会金10,000円/年 教材費1,700円/年

■市内施設一覧（令和8年（2026年）9月1日現在）

- * 令和8年（2026年）9月1日時点の情報で作成しています。内容が変更されることがあります。
- * 定員については、新制度施設は利用定員、それ以外は認可定員等を表記しています。（実際の受け入れ人数とは異なる場合があります。）
- * 「一時」欄の○印のある施設は一時保育事業を実施しています。詳細は施設へ直接お問い合わせください。
- * 各施設（No.のある施設）の詳細情報は「別冊 施設詳細」をご覧ください。
- * 最終年齢が3歳以下の園については「連携施設への進級」および毎年度実施している「最終保育年齢児童の転所希望調査」による転所（引き上げ転所）により進級先の確保を行います。「連携施設」を設定している園については、下表の施設名欄およびP.46を参照してください。
- * 施設名欄に「土曜日共同保育」の記載がある施設は、土曜日の保育を枠内に別記載の施設にて行います。共同保育の内容については施設へ直接お問い合わせください。
- * 見学欄に○印がある施設は、必ずお子さんと一緒に事前に施設見学して施設からの説明を受けてください。
- * 開所日欄に★印がある施設は、家庭での保育協力を求める日等（特定の土曜日など）があります。内容については施設へ直接お問い合わせください。
- * 施設の最新の入園年齢の情報については、市ホームページをご確認ください。

幼保連携型認定こども園 ＜新制度＞

対象認定欄に(1)と記載がある施設は1号認定での新規入所はできません。1号認定は2号認定からの切替の場合のみ利用可能です。

※令和9年（2027年）4月から（仮称）緑地公園ちとせ認定こども園が新たに開園されます。

No	設置 主体	一 時	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見 学
1	社福 法人	○	認定こども園 あけぼのドロップス	上新田 4-18-3	6155-1101	60	0～5歳	5ヶ月	月～土	7時～19時	2・3号	○
2	社福 法人	○	あけぼのぼんぽこども園	西緑丘 2-4-1	6857-0003	150	0～5歳	5ヶ月	月～土	7時～19時	2・3号	○
3	社福 法人	○	アトリオとねやまこども園	刀根山 4-1-1	6843-6000	110	0～5歳	6ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
4	社福 法人	○	アトリオみなみおかこども園	新千里南町 2-7-1	6832-1171	150	0～5歳	57日	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
5	学校 法人	○	認定こども園 いずみ保育園	螢池中町 3-9-15	6855-2000	60	0～5歳	6ヶ月	月～土	7時～19時	2・3号	
6	社福 法人		幼保連携型認定こども園 上野ひだまりこども園	上野東 1-20-47	6855-8611	95	0～5歳	57日	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
7	学校 法人		幼保連携型認定こども園 追手門学院幼稚園	新千里南町 1-3-3	1・2号 6871-2986 3号 6871-1880	352	0～5歳	8ヶ月	★月～土	7時～19時	1・2・3号	
8	社福 法人	○	幼保連携型認定こども園 北丘聖愛園	新千里北町 1-18-1	6832-2778	175	0～5歳	57日	月～土	7時～20時	1・2・3号	○
9	学校 法人		認定こども園 くまのだ保育園	赤阪 1-7-1	6152-1123	93	0～5歳	57日	月～土	7時～19時	(1)・2・3号	○
10	学校 法人		認定こども園 熊野田幼稚園	赤阪 1-5-6	6858-0473	294	0～5歳	3ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	
11	社福 法人	○	幼保連携型認定こども園 こもれびのもり	岡町北 3-5-18	6843-5431	133	0～5歳	5ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
12	社福 法人	○	認定こども園 さくらづか保育園	中桜塚 2-9-24	6843-5868	126	0～5歳	57日	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
13	学校 法人	○	幼保連携型認定こども園 庄内こどもの杜幼稚園	庄内幸町 5-22-1	6334-9264	160	0～5歳	6ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
14	社福 法人	○	幼保連携型認定こども園 白鳩チルドレンセンター南丘	新千里南町 3-9-4	6833-1371	172	0～5歳	57日	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
15	学校 法人	休 止 中	幼保連携型認定こども園 神童幼稚園 神童幼稚園分園	千里園 2-4-5 千里園 2-3-2	1・2号 6841-2717 3号 6852-5656 分園 6841-8180	322	0～5歳	6ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
16	学校 法人	○	認定こども園 せんりひじり幼稚園 ・ひじりにじいろ保育園	新千里北町 3-2-1	1・2号 6873-4152 3号 6873-7050	480	0～5歳	6ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
17	社福 法人	○	幼保連携型認定こども園 てしま保育園	服部西町 3-5-12	6864-0943	140	0～5歳	5ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	○
18	社福 法人	○	幼保連携型認定こども園 刀根山こころこども園	刀根山 5-1-21	6844-1218	83	0～5歳	5ヶ月	月～土	7時～19時	1・2・3号	

【施設一覧】

No	設置 主体	一 時	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見 学
19	学校 法人	○	幼保連携型認定こども園 豊中愛光幼稚園	末広町 1-2-28	6853-9677	90	0～5 歳	8 ヶ月	★月～土	7 時～19 時	1・2・3 号	○
20	社福 法人		豊中あけぼのこども園	城山町 1-2-25	6863-7050	80	0～5 歳	5 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
21	学校 法人	○	認定こども園 豊中そらいろ保育園	豊中市豊南町東 3-9-23	6335-7960	105	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号	○
22	社福 法人	○	認定こども園 豊中ほづみ保育園	服部元町 2-7-2	6864-4111	89	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
23	社福 法人	○	幼保連携型認定こども園 のばたけ保育園	向丘 3-2-1	6848-4560	169	0～5 歳	4 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号	○
24	学校 法人		認定こども園 ぶっこう幼稚園	箕輪 2-5-22	6841-1000	141	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
25	学校 法人	休 止 中	幼保連携型認定こども園 ほうなん子ども園	豊南町南 5-4-7	1 号 6331-1780 2・3 号 6332-1600	135	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号	
26	社福 法人	○	幼保連携型認定こども園 夢の鳥	服部南町 5-6-9	6862-7611	165	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号	○
27	社福 法人		緑地公園ちとせ認定こども園	東寺内町 127-2（地番）	（系列園連絡先） 6352-0701	90	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号	

豊中市立幼保連携型認定こども園（公立こども園） ＜新制度＞

豊中市の公立こども園は、『第 2 次豊中市公立こども園整備計画』に基づき、園の整備などを計画しており、一部の園では段階的な入園の制限などを行っています（詳細は P.44 をご覧ください） ※1 計画前期の令和 12 年（2030 年）4 月までに民間移管及び建て替え（改修）予定の園です。 ※2 令和 10 年（2028 年）4 月 1 日に民間移管及び建て替え予定の園です。 ※3 令和 11 年（2029 年）4 月 1 日に民間移管及び建て替え予定の園です。 ・3 歳児クラスは 1 号認定での新規入所はできません（障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童を除く）。1 号認定は 2 号認定からの切替の場合のみ利用可能です。

No	設置 主体	一 時	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定
28	公立		旭丘こども園	西泉丘 1-9-1	6848-0316	120	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
29	公立		小曽根こども園 ※3	北条町 3-15-1	6331-0858	120	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
30	公立		北緑丘こども園	北緑丘 2-2-1	6848-0088	100	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
31	公立		栄町こども園 ※1	島江町 1-3-9-101	6334-4849	100	1～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
32	公立		桜井谷こども園	柴原町 3-11-35	6843-6955	70	1～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
33	公立		島田こども園	庄内栄町 3-12-18	6331-6767	210	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
34	公立		庄内西こども園	二葉町 1-17-1	6332-6200	90	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
35	公立		しんでんこども園 ※1	上新田 3-7-1	6833-9000	180	3～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2 号
36	公立		高川こども園	小曽根 4-7-1	6336-1500	210	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
37	公立		てしまこども園	曽根南町 2-19-2	6864-3200	119	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
38	公立		てらうちこども園	寺内 1-12-1	6864-8903	132	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
39	公立		とねやまこども園	刀根山 6-1-15	6843-4700	114	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
40	公立		ともだちこども園	岡町北 3-13-7	6841-1314	90	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
41	公立		西丘こども園	新千里西町 2-2-1	6871-0180	140	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
42	公立		野田こども園 ※2	野田町 1-2	6333-0270	90	1～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
43	公立		のばたけこども園 ※1	北緑丘 1-3-1	6854-7811	180	3～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2 号
44	公立		服部こども園 ※2	服部本町 2-5-7	6862-3076	70	1～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
45	公立		原田こども園	原元町 2-22-1	6841-6737	140	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
46	公立		東丘こども園	新千里東町 2-6-1	6872-2791	140	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
47	公立		東豊中こども園	東豊中町 5-3-1	6848-0306	140	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
48	公立		豊南西こども園	豊南町西 4-16-1	6331-1103	85	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
49	公立		螢池こども園	螢池西町 1-18-5	6843-6031	140	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
50	公立		本町こども園	本町 5-8-52	6848-2598	120	1～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2・3 号
51	公立		ゆたかこども園 ※1	東豊中町 5-2-1	6848-0500	180	3～5 歳	－	月～土	7 時～19 時	1・2 号

幼稚園型認定こども園 <新制度>

※令和9年（2027年）4月から梅花幼稚園が認定こども園へ移行されます。

No	設置 主体	一 時	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	開所日	開所時間	対象認定	見 学
52	学校 法人		あけぼの幼稚園	南桜塚 2-14-7	6849-2525	285	3～5 歳	月～土	7 時～19 時	1・2 号	○
53	学校 法人		認定こども園 アソカ幼稚園	新千里東町 3-5-1	6872-0856	90	満3～5歳	月～金	8 時～18 時(1 号) 7 時 30 分～ 18 時 30 分(2 号)	1・2 号	○
54	学校 法人		幼稚園型認定こども園 春日荘聖マリア幼稚園	春日町 3-8-15	6857-8151	60	満3～5歳	月～金 土は 2 回/月	8 時～19 時 土曜日は 8 時～18 時(2 号)	1・2 号	○
55	学校 法人		認定こども園 くりのみ幼稚園	野田町 32-3	6334-6004	300	3～5 歳	月～土	7 時～19 時	1・2 号	○
56	学校 法人		認定こども園 こうづしま幼稚園	上津島 3-3-18	6863-0552	180	1～5 歳	月～金 土預かり のみ	7 時 30 分～ 18 時 30 分	1・2・3 号	○
57	学校 法人		幼稚園型認定こども園 しょうもと幼稚園	庄本町 1-2-4	6332-3110	70	3～5歳	月～金 土は 2 回/月	8 時～19 時 土曜日は 9 時～15 時	1・2 号	○
58	学校 法人		幼稚園型認定こども園 東邦幼稚園 土曜日共同保育：とうほう保育所	北桜塚 2-8-32 車での送迎不可	6854-1201	165	3～5 歳	月～土	7 時～19 時	1・2 号	○
59	学校 法人		幼稚園型認定こども園 とよなか文化幼稚園	上野西 2-1-18	6852-5050	180	3～5歳	★月～金	8 時～18 時(1 号) 7 時 30 分～ 18 時 30 分(2 号)	1・2 号	○
60	学校 法人		幼稚園型認定こども園 豊中みどり幼稚園 土曜日共同保育：豊中みどりこ保育園	宮山町 1-2-26	6852-6906	186	3～5 歳	月～土	7 時～19 時	1・2 号	○
61	学校 法人		梅花幼稚園	上野西 1-5-30	6854-1320	88	満3～5歳	★月～金	8 時～19 時	1・2 号	○
62	学校 法人	○	幼稚園型認定こども園 服部みどり幼稚園	城山町 4-9-8	6862-1269	195	満3～5歳	月～土	7 時 30 分～ 18 時 30 分	1・2 号	○
63	学校 法人		幼稚園型認定こども園 服部幼稚園	服部本町 1-7-19	6862-3222	165	3～5歳	月～金	7 時 30 分～ 18 時 30 分	1・2 号	○
64	学校 法人	○	幼稚園型認定こども園 東豊中幼稚園	東豊中町 4-4-1	6858-4152	290	3～5 歳	月～金	7 時 40 分～ 18 時 45 分	1・2 号	○
65	学校 法人		認定こども園 蛍池文化幼稚園	蛍池西町 1-11-3	6843-1234	210	満3～5歳	月～土	7 時～19 時	1・2 号	○
66	学校 法人		ほづみあそびまなびの森	曽根南町 1-1-5	6863-4623	95	3～5 歳	月～土	7 時 30 分～19 時	1・2 号	○
67	学校 法人		認定こども園 みくま幼稚園	新千里西町 2-23-2	6872-0210	240	満3～5歳	月～金	7 時 30 分～ 18 時 30 分	1・2 号	○
68	学校 法人		幼稚園型認定こども園 緑ヶ丘幼稚園	少路 2-3-2	6849-3133	160	満3～5歳	月～土	7 時 30 分～19 時	1・2 号	
69	学校 法人		幼稚園型認定こども園 箕面自由学園幼稚園	宮山町 4-21-1	6852-8110	240	満3～5歳	★月～土	7 時 45 分～ 18 時 45 分	1・2 号	

民間保育所（園） <新制度>

※令和9年（2027年）4月から（仮称）トレジャーキッズちようこうじ保育園が新たに開園されます。

No	設置 主体	一 時	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見 学
70	株式 会社	休 止 中	アイگران保育園千里中央	上新田 1-16-48 車での送迎不可	6155-7905	90	0～5歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
71	株式 会社		アイگران保育園大黒町	大黒町 2-6-18	6335-7417	90	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
72	株式 会社	休 止 中	アイگران保育園寺内	寺内 1-12-20	6152-9917	90	0～5歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
73	株式 会社	休 止 中	アイگران保育園西泉丘	西泉丘 2-2393-1	6836-9380	90	0～5歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
74	株式 会社	○	アイگران保育園南桜塚	南桜塚 4-11-3	6152-9586	80	0～5歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
75	学校 法人		アエレくまのだ 連携施設：熊野田幼稚園 くまのだ保育園 土曜日共同保育：熊野田幼稚園	熊野町 1-2-1	4866-6021	20	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○

【施設一覧】

No	設置 主体	一 時	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見 学
76	社福 法人	○	あけぼの風の森保育園 連携施設：あけぼのぼんぼこども園	上野西 4-5-62 車での送迎不可	6857-2003	60	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
77	社福 法人	○	あけぼのひだまり保育園 連携施設：羽鷹池ひだまり保育園 上野ひだまりこども園	柴原町 2-14-1	6848-8611	30	0～2 歳	57 日	★月～土	7 時～19 時	3 号	
78	社福 法人	○	あけぼのふんぶん 連携施設：豊中あけぼのこども園 土曜日共同保育：豊中あけぼのこども園	長興寺南 2-8-16	6867-0711	45	0～2 歳	5 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	○
79	学校 法人	○	あけぼの保育園 連携施設：あけぼの幼稚園 土曜日共同保育：あけぼの幼稚園	南桜塚 2-14-7	6849-2525	48	0～2 歳	5 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	必 須
80	株式 会社		旭丘かいせい保育園	夕日丘 1-2-11	6853-0101	60	0～5 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
81	株式 会社	○	アスク上新田保育園	上新田 4-24-6	6836-5851	90	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
82	株式 会社		アスク曽根南保育園	曽根南町 1-1-1	6867-6055	60	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
83	学校 法人	○	あっぶるこども園 連携施設：蛭池文化幼稚園	蛭池中町 3-8-7	6848-1212	28	0～2 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	
84	社福 法人	○	おひさま岡町保育園	岡町北 1-12-27	6856-4001	50	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
85	社福 法人		おひさま岡町保育園 (分園)	岡町南 3-1-25	6151-5446	40	3～5 歳	—	月～土	7 時～19 時	2 号	○
86	社福 法人	○	おひさま保育園	夕日丘 1-13-15	6856-1679	90	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
87	学校 法人	○	くりのみ保育園 連携施設：くりのみ幼稚園	野田町 32-3	6334-6004	30	0～2 歳	8 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	○
88	社福 法人		こころの森保育園	本町 5-8-53	4865-5865	36	0～2 歳	5 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	
89	株式 会社		シャイニーキッズ アポロン	本町 1-8-5 アクロ スキューブ豊中3F	4865-5588	60	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
90	株式 会社		シャイニーキッズ フォルテ	中桜塚 3-2-34 第 20 ワールド 村橋ビル 1F	6849-5519	30	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
91	株式 会社	休 止 中	聖愛クロス保育園宮山町	宮山町 1-15-45 宮山町 1-15-43	4865-5707 6842-2228	110	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
92	宗教 法人	○	聖ミカエル保育園	緑丘 2-19-17	6854-6015	48	0～5 歳	5 ヶ月	★月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
93	株式 会社	○	そらのつばさ保育園	(1 歳以上) 桜の町 7-10-3 (0 歳) 緑丘 1-27-6	7713-0690	100	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
94	社福 法人		たまひ保育所	玉井町 2-9-26	6841-1019	99	0～5 歳	4 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
95	社福 法人		ちびっこ保育園 スカイライフ	新千里東町 1-4-3 車での送迎不可	6871-5280	45	0～2 歳	4 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	
96	学校 法人		とうほう保育所 連携施設：東邦幼稚園	北桜塚 2-8-32 車での送迎不可	6854-1201	33	1～2 歳	—	月～土	7 時～19 時	3 号	○ 要 予 約
97	株式 会社	○	豊中さくら保育園 連携施設：にっこりそねみなみ園 トレジャーキッズふれあい緑地保育 園、服部みどり幼稚園	服部本町 4-1-11	6866-1878	20	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
98	社福 法人		豊中ひだまり保育園 連携施設：上野ひだまりこども園	岡上の町 2-1-8 とよなかハート パレット 2F	6845-8611	39	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
99	学校 法人		とよなか文化ナースリー 連携施設：とよなか文化幼稚園 土曜日共同保育等： とよなか文化さくらナースリー	上野西 1-9-23	6852-8989	40	0～2 歳	6 ヶ月	★月～土	7 時～19 時	3 号	○
100	学校 法人	○	豊中みどりっこ保育園 連携施設：豊中みどり幼稚園	柴原町 5-14-1	6151-2546	25	0～2 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	○
101	株式 会社		トレジャーキッズ そね保育園	豊中市曽根西町 1-5-4	4867-3577	60	0～5 歳	57 日	★月～土	7～19 時	2・3 号	○
102	株式 会社		(仮称)トレジャーキッズ ちようこうじ保育園	長興寺南 4-143 (地番)	6442-0600	80	0～5 歳	57 日	★月～土	7～19 時	2・3 号	

【施設一覧】

No	設置 主体	一 時	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見 学
103	株式 会社		トレジャーキッズ ひがしとよなか保育園	東豊中町 5-32-21	6836-9939	50	0～2 歳	57 日	★月～土	7 時～19 時	3 号	○
104	株式 会社	○	トレジャーキッズ ふれあい緑地保育園	服部西町 5-10-10	6868-9998	80	0～5 歳	57 日	★月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
105	株式 会社		トレジャーキッズ ゆうひがおか保育園	夕日丘 2-6-10	6398-9455	60	0～2 歳	57 日	★月～土	7 時～19 時	3 号	○
106	社福 法人		中桜塚ひだまり保育園 連携施設：上野ひだまりこども園	中桜塚 4-11-17	6846-6811	20	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
107	株式 会社	○	にっこりそねみなみ園	曽根南町 2-17-25	6151-5514	60	0～5 歳	57 日	★月～土	7 時～19 時	2・3 号	
108	社福 法人		のばたけマミー保育園 連携施設：のばたけ保育園	緑丘 4-35-19	6853-3533	20	0～2 歳	4 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	○
109	社福 法人	○	羽鷹池ひだまり保育園	少路 1-15-52	6843-6811	79	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	○
110	学校 法人		バンビーニくまのだ 連携施設：熊野田幼稚園 くまのだ保育園 土曜日共同保育：熊野田幼稚園	旭丘 5-100	4865-6789	30	0～2 歳	3 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	○
111	社福 法人	○	東泉丘ひだまり保育園 連携施設：上野ひだまりこども園	東泉丘 2-12-18	6857-8611	56	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
112	宗教 法人	○	ひかり保育園	曽根南町 1-6-7	6864-5028	30	0～5 歳	8 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
113	学校 法人	○	ひじりんの森保育園 連携施設：せんりひじり幼稚園 土曜日共同保育：ひじりにじいる保育園	新千里東町 3-6-103	6834-4152	20	0～2 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	3 号	
114	株式 会社		京進のほいくえん HOPPA 北桜塚	北桜塚 3-1-1	6152-8230	20	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	
115	株式 会社		京進のほいくえん HOPPA 少路駅前	上野坂 2-22-23	6842-7301	40	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	
116	株式 会社		京進のほいくえん HOPPA 服部緑地	西泉丘 3-7-1	4866-6232	20	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	
117	株式 会社		京進のほいくえん HOPPA 螢池駅前	螢池東町 2-5-13	6152-7616	20	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	
118	社福 法人		ほづみバブー保育園	服部西町 3-6-5 豊島小学校内	6868-8989	45	0～3 歳	6 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
119	株式 会社		ポピンズナーサリー スクール神崎川	大島町2-15-7	4866-5392	60	0～5 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
120	社福 法人		マーブル保育園	服部元町 2-9-1	6867-6888	60	1～5 歳	—	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
121	株式 会社		ゆいゆいつばめ 桃山保育園 土曜日共同保育：ゆいゆい保育園	新千里南 2-4-4-103	6871-6022	37	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	
122	社福 法人		ゆたか保育園	中桜塚2-28-5	6843-6330	79	0～5 歳	8 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	
123	医療 法人		よつばほいくえん	新千里南町 2-11-7	6871-1350	24	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	○
124	社福 法人		わかば保育園	稲津町 1-8-19 車での送迎不可	6868-1011	60	0～5 歳	8 ヶ月	★月～土	7 時～19 時	2・3 号	

事業所内保育事業 <新制度> ※事業所内保育事業は、事業所のお子さんと地域のお子さんの受入れをしている施設です。

No	設置 主体	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見 学
125	株式 会社	のどか保育園 連携施設：追手門学院幼稚園（1 号）	少路 1-8-22	4865-0080	78	0～5 歳	2 ヶ月	月～土	7 時～19 時	2・3 号	

小規模保育事業 A 型 <新制度>

※小規模保育事業は、0～3 歳未満児を対象とした定員が 6 人以上 19 人以下の少人数で行う保育事業です。

No	設置 主体	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見 学
126	株式 会社	あいね保育園	庄内東町 2-6-8-1 階	4867-0088	13	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	
127	社福 法人	おひさまっこ保育園 連携施設：おひさま保育園 土曜日共同保育：おひさま保育園	夕日丘 1-12-21	6151-5133	12	0～2 歳	57 日	月～土	7 時～19 時	3 号	

【施設一覧】

No	設置 主体	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	0歳児の 入園時期	開所日	開所時間	対象認定	見学
128	社福 法人	カリーナ保育園おかまち 連携施設：こもれびのもり 土曜日共同保育：こもれびのもり	岡町北 3-1-17	4866-5160	19	0～2歳	5ヶ月	月～土	7時～19時	3号	○
129	株式 会社	さくらんぼ保育園 連携施設：にっこりそねみなみ園	南桜塚 1-16-7	6841-8610	17	0～2歳	57日	★月～土	7時～19時	3号	○
130	個人	豊中かなで保育園 連携施設：旭丘かいせい保育園 ゆたか保育園	中桜塚 4-8-13	6844-2870	16	0～2歳	57日	月～土	7時～19時	3号	
131	学校 法人	とよなか文化さくらナースリー 連携施設：とよなか文化幼稚園 土曜日共同保育等：とよなか文化ナースリー	上野西 2-1-18	6852-5050	12	1～2歳	－	★月～土	7時～19時	3号	○
132	株式 会社	にっこりことぶき園 連携施設：にっこりそねみなみ園 土曜日共同保育：にっこりそねみなみ園	服部寿町 2-23-9	6152-6154	12	0～2歳	57日	★月～土	7時～19時	3号	
133	株式 会社	ぬくもりのおうち保育上新田園 連携施設：アイグラン保育園千里中央	上新田 1-67-2	6170-9222	19	0～2歳	57日	月～土	7時～19時	3号	
134	社福 法人	東豊中ひだまり保育園 連携施設：アトリオみなみおかこども園 上野ひだまりこども園 土曜日共同保育：東泉丘ひだまり保育園	東豊中町 5-4-5	4865-8611	19	0～2歳	57日	月～土	7時～19時	3号	○
135	個人	保育所びよびよルームとよなか園	末広町 2-7-15 メンフィス ヌーボー101	6152-5415	19	0～2歳	57日	月～土	7時～20時	3号	○
136	社福 法人	ほづみ絵本の森保育園 連携施設：ほづみあそびまなびの森 豊中ほづみ保育園 マーブル保育園	服部元町 2-4-19	6151-4390	19	1～2歳	－	月～土	7時～19時	3号	
137	株式 会社	ゆいゆい保育園 連携施設：アイグラン保育園千里中央	新千里南町 3-1-33 アネックス千里 105、106号	6835-6116	19	0～2歳	57日	月～土	7時～19時	3号	

家庭保育所 ＜市の委託事業＞

No	施設名	所在地	電話番号	定員	入所年齢	0歳児の 入所時期	開所日	開所時間	対象認定
138	みたに家庭保育所	新千里南町 2-12-1 新千里南町会館 2F	6834-4613	9	0～1歳	57日	月～土	7時～19時	3号

私立幼稚園＜新制度＞

*利用を希望する施設に直接お申込みください。

No	設置 主体	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢	開所日	開所時間	対象認定
139	学校 法人	小曽根幼稚園	小曽根 1-2-3	6331-1646	155	3～5歳	月～金	8時～18時	1号
140	個人	曽根幼稚園	南桜塚 1-12-31	6852-5220	90	満3～5歳	月～金	8時～18時	1号
141	学校 法人	超光寺幼稚園	岡町南 1-7-27	6857-5210	60	3～5歳	月～金	8時20分～19時	1号
142	個人	豊中幼稚園	中桜塚 4-8-4	6852-5610	120	満3～5歳	月～金	8時～18時	1号
143	学校 法人	ラ・サンテ幼稚園	小曽根 3-15-1	6334-2002	110	満3～5歳	月～金	8時～18時	1号

私立幼稚園＜従来制度＞

*利用を希望する施設に直接お申込みください。

No	設置 主体	施設名	所在地	電話番号	定員	入園年齢
144	学校 法人	大阪音楽大学付属音楽幼稚園 【2029年3月末で閉園】	豊南町東 1-5-1	6334-7349	315	3～5歳
145	学校 法人	宮山幼稚園	本町 7-3-7	6858-0670	285	3～5歳

第2次公立こども園整備計画に基づく民間移管について

豊中市は、令和7年（2025年）3月に「第2次豊中市公立こども園整備計画」を策定しました。当該計画に基づき、一部の園は民間移管及び建て替え（改修）を進めます。

（1）野田こども園の民間移管

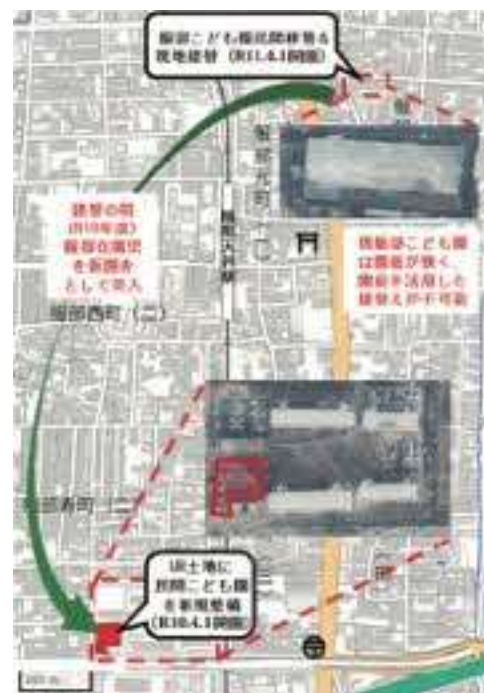
野田こども園は、令和10年（2028年）4月1日に、社会福祉法人恩徳福社会へ民間移管し、野田小学校跡地東側の旧プール部分で建替えされる予定です。令和8年度（2026年度）に旧プールの解体工事、令和9年度（2027年度）に園舎の建設工事及び引継ぎ・共同保育を実施し、令和10年（2028年）4月1日に開園します。移管後の令和10年度（2028年度）は公立こども園のスタッフが定期的に訪問し、助言するなどアフターフォローを行います。

項目	R7年度				R8年度				R9年度				R10年度				R11年度	R12年度			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-3	4-3			
こども園移転	公募●→●事業者決定								引っ越し●●開園												
旧プール解体	旧プール解体●→																				
建築準備	設計・開発協議・建築確認等●→																				
新築工事									工事●→												
保護者対応	●保護者説明会				三者協議会●→																
引継ぎ等									引継ぎ・共同保育●→								●第三者 評価受審				
									アフターフォロー●→												

（2）服部こども園の民間移管

服部こども園は、服部寿町に新設する民間こども園を仮園舎として活用しての民間移管、建て替えを行う予定です。令和9年度（2027年度）にUR所有のシティーコート服部（服部寿町）において民間こども園（以下、「CC服部園」という。）の新規整備及び引継ぎ・共同保育を実施し、令和10年（2028年）4月1日に民間移管します。令和10年度（2028年度）は服部こども園の現地建て替えを実施し、CC服部園で服部こども園の在園児を受け入れます。その間、公立こども園のスタッフが民間移管園を定期的に訪問し、助言するなどアフターフォローを行います。令和11年（2029年）4月1日に民間園として新たな服部こども園が開園します。令和11年度（2029年度）は公立こども園のスタッフが定期的に訪問し、助言するなどアフターフォローを行います。

項目	R7年度	R8年度				R9年度				R10年度				R11年度
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6
公募・契約		事業者公募●	●契約											
服部こども園 民間移管		引継ぎ・共同保育●				●民間移管								
保護者 対応		●意見交換会	●転園意向確認			アフターフォロー●								
CC 服部園 整備		●三者協議会				引っ越し(服部→CC)●								引っ越し(CC→新服部)●
新服部こども園 整備		開発・建築協議等●				●開園								
		●建築工事				R10年度は服部こども園の仮園舎として運営								
						旧園舎解体●								●開園
						●建築工事								



【施設一覧】

（３）小曽根こども園の民間移管

小曽根こども園は、令和 11 年（2029 年）4 月 1 日に、民間移管・建て替えされる予定です。令和 10 年度（2028 年度）に現在の園庭を活用しての園舎建設工事及び引継ぎ・共同保育を実施し、令和 11 年（2029 年）4 月 1 日に民間園として開園します。令和 11 年度（2029 年度）は旧園舎を解体するとともに、公立こども園のスタッフが定期的に訪問し、助言するなどアフターフォローを行います。

市/ 事業者	項目	R7年度	R8年度				R9年度				R10年度				R11年度
			4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6
市事	公募 ・契約		事業者公募●				●契約								
市事	小曽根 こども園 民間移管						引継ぎ・共同保育●				●アフターフォロー				●
															●引越し
事	新小曽根 こども園 整備						開発・建築協議等●				●建築工事				●開園
															●旧園舎解体

（４）民間移管を進める公立こども園

しんでん、ゆたか、のばたけ、栄町こども園の 4 園は、計画前期の令和 12 年（2030 年）4 月 1 日までに民間移管される予定です。時期等は決まり次第お知らせします。

園名	築年	圏域	整備方法
しんでん	昭和 49 年（1974 年）	北東部	園庭建替え
ゆたか	平成 5 年（1993 年）	北中部	賃貸借・改修
のばたけ	昭和 56 年（1981 年）	北中部	園庭建替え
栄町	昭和 59 年（1984 年）	南部	賃貸借(府・市)・改修

【施設一覧】

連携施設について

連携施設とは、連携元施設で2歳児クラスまで利用したお子さんが、3歳児クラス以降も引き続き保育を受けられるよう、進級先として連携している施設です。

令和9年4月選考における連携元施設からの新3歳児受入予定人数は下表のとおりです（令和8年9月1日時点）。詳細については施設にご確認してください。

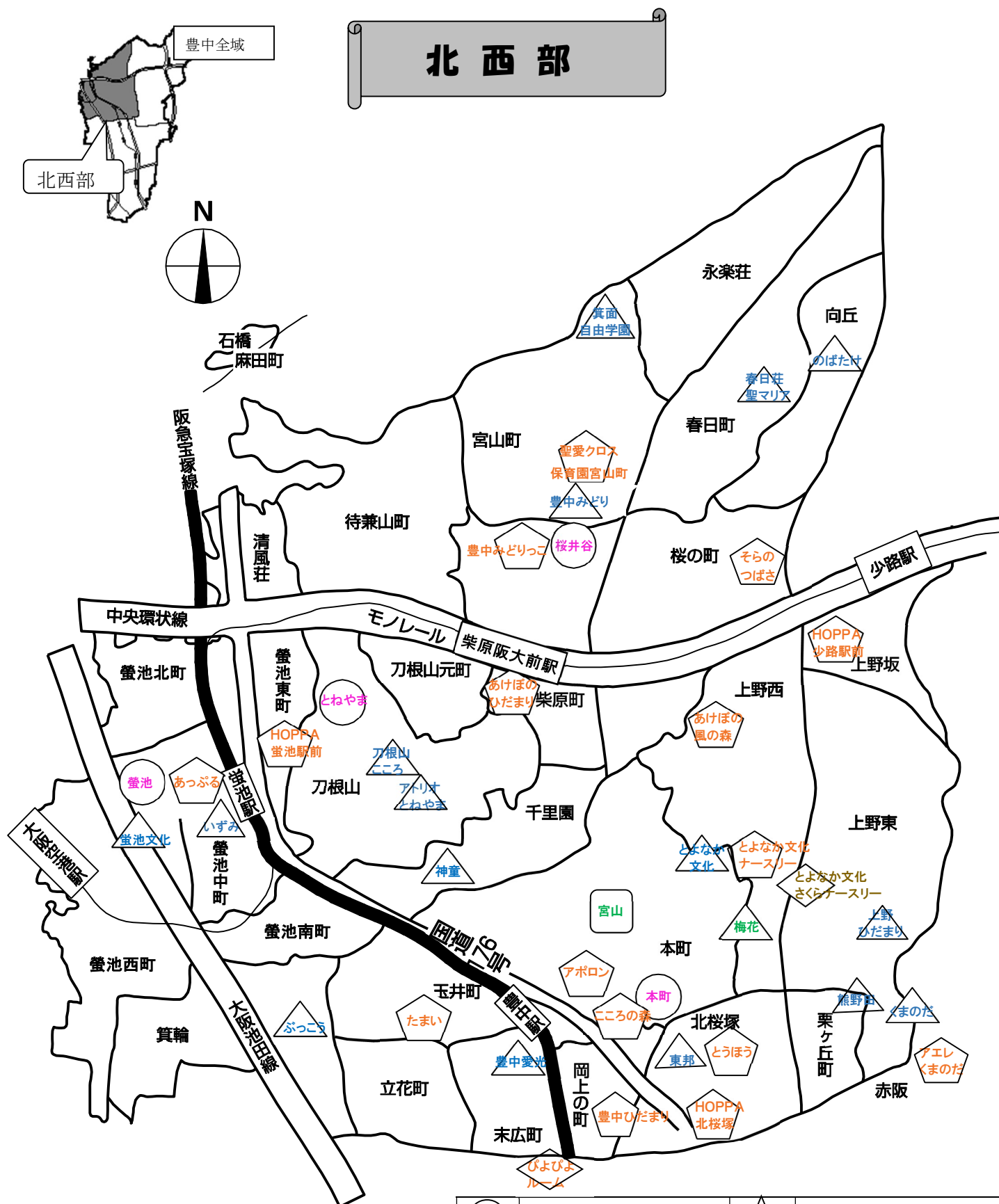
民間保育所（園）

連携元施設名・2歳児受入人数（※令和8年4月選考時点）	連携先施設名・連携元施設からの新3歳児受入予定人数
アエしくまのだ・10人	熊野田幼稚園・9人 くまのだ保育園・1人
あけぼの風の森保育園・26人	あけぼのぼんぼこども園・8人
あけぼのひだまり保育園・18人	羽鷹池ひだまり保育園・4人以上 上野ひだまりこども園・4人 ※上野ひだまりこども園への連携は、令和9年度卒園児までが対象
あけぼのぶんぶん・18人	豊中あけぼのこども園・18人
あけぼの保育園・29人	あけぼの幼稚園・29人
あっぶるこども園・12人	蛍池文化幼稚園・12人
くりのみ保育園・18人	くりのみ幼稚園・18人
とうほう保育園・18人	東邦幼稚園・18人
豊中さくら保育園・9人	にっこりそねみなみ園・2人 トレジャーキッズふれあい緑地保育園・1人 服部みどり幼稚園・3～5人
豊中ひだまり保育園・18人	上野ひだまりこども園・4人
とよなか文化ナースリー・15人	とよなか文化幼稚園・15人
豊中みどりっこ保育園・12人	豊中みどり幼稚園・12人
中桜塚ひだまり保育園・11人	上野ひだまりこども園・4人
のばたけマミー保育園・8人	のばたけ保育園・2人 ※年度によって増員あり
バンビーニくまのだ・16人	熊野田幼稚園・15人 くまのだ保育園・1人
東泉丘ひだまり保育園・24人	上野ひだまりこども園・3人
ひじりんの森保育園・9人	せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園・9人
のどか保育園・14人	追手門学院幼稚園（1号）・若干名

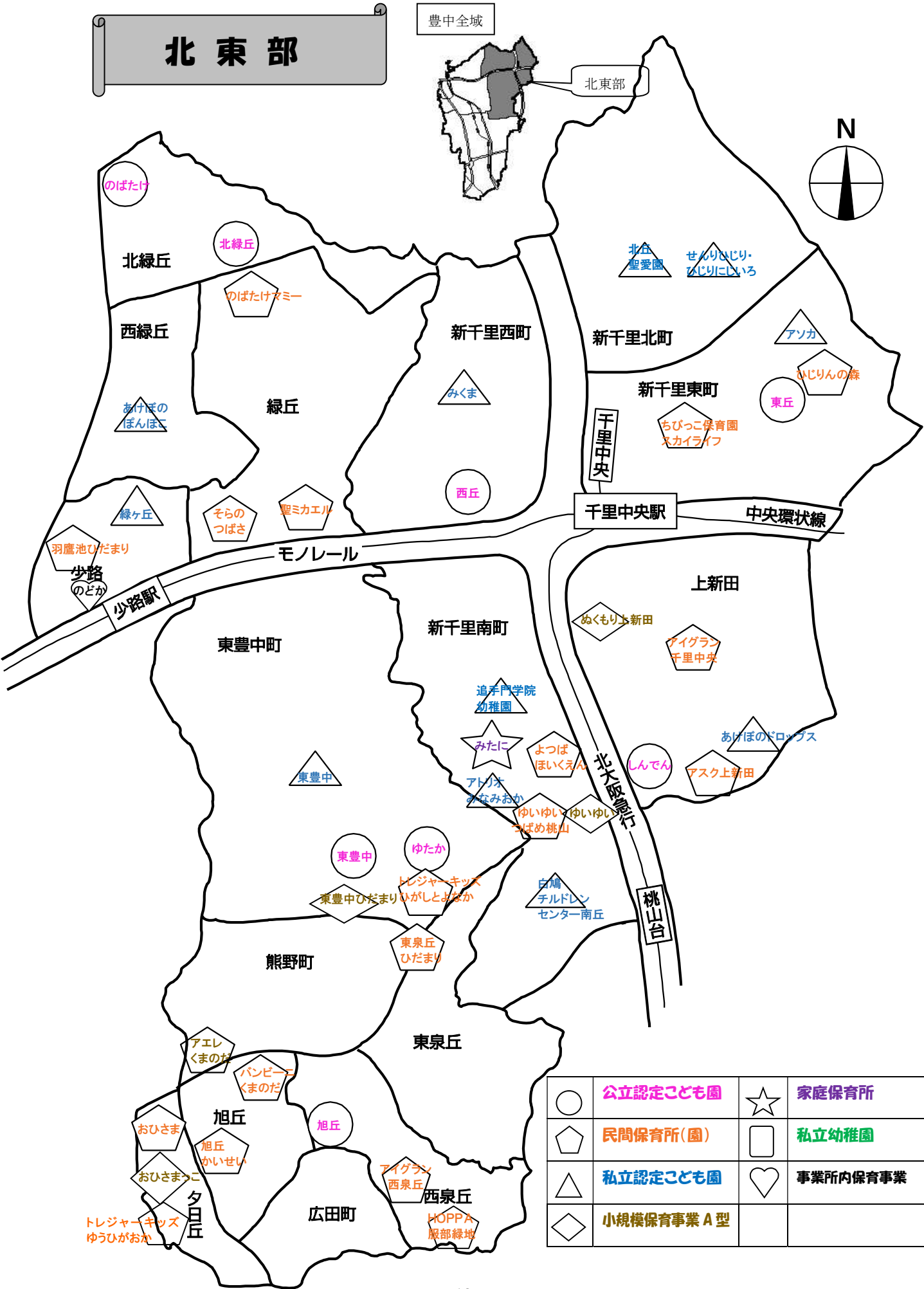
小規模保育事業 A 型

連携元施設名・2歳児受入人数（※令和8年4月選考時点）	連携先施設名・連携元施設からの新3歳児受入人数
おひさまっこ保育園・5人	おひさま保育園・5人
カリーナ保育園おかまち・10人	こもれびのもり・6人 ※令和10年度より希望者全員の予定
さくらんぼ保育園・8人	にっこりそねみなみ園・2人
豊中かなで保育園・7人	旭丘かいせい保育園・1人 ゆたか保育園・3人
とよなか文化さくらナースリー・6人	とよなか文化幼稚園・6人
にっこりことぶき園・7人	にっこりそねみなみ園・7人
ぬくもりのおうち保育上新田園・10人	アイグラン保育園千里中央・1人
東豊中ひだまり保育園・10人	アトリオみなみおかこども園・3人 上野ひだまりこども園・4人
ほづみ絵本の森保育園・10人	ほづみあそびまなびの森・3人 豊中ほづみ保育園・4人 マーブル保育園・3人
ゆいゆい保育園・10人	アイグラン保育園千里中央・1人

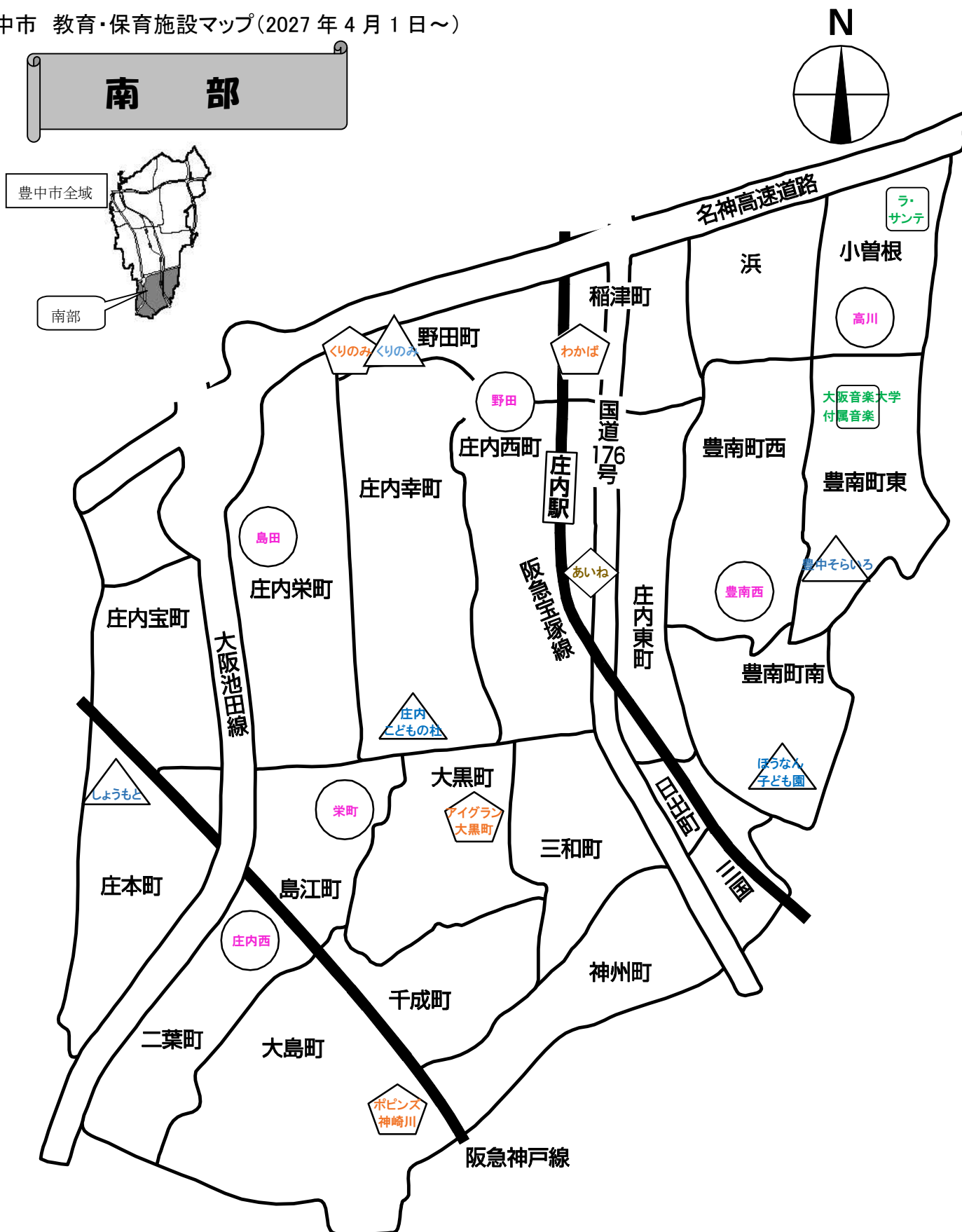
連携施設の受入人数には限りがあるため、2歳児クラス終了後の進級先を確保する仕組みとして「引き上げ転所」（P.20 参照）があります。なお、引き上げ転所は保育の継続を確保することを目的としているため、希望する施設への転所がかなわない場合もありますので、在籍施設の最終保育年齢を迎える前に「転所」（P.21 参照）を申し込むこともできます。



○	公立認定こども園	☆	家庭保育所
◇	民間保育所(園)	□	私立幼稚園
△	私立認定こども園	♡	事業所内保育事業
◇	小規模保育事業 A 型		







○	公立認定こども園	☆	家庭保育所
⬠	民間保育所(園)	□	私立幼稚園
△	私立認定こども園	♡	事業所内保育事業

就労証明書

豊中市長

宛

「国が定める標準的な様式」に、豊中市子育て給付課が審査で使用しない項目・重要な項目を分かりやすく示した様式となります。

- ☐ ... 斜線は審査で使用しない項目
☐ ... 太枠は記載ミスが多い重要項目

斜線以外の該当する項目は全て記載が必要です。
 ※修正テープの使用は不可。二重線で訂正してください。
 ※書類内の吹き出しは消さずに本様式でご提出ください。

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																		
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学术研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																		
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																		
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日																		
4	本人就労先事業所	名称 住所																		
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他																		
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td> </tr> <tr> <td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td> </tr> </table> 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
月	火	水	木	金	土	日	祝日													
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐													
	就労時間 (変則就労の場合)	<table> <tr> <td>合計時間</td><td>月間</td><td>週間</td><td>時間</td><td>分</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td><td>月間</td><td>週間</td><td>日</td><td></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td>時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="3"></td> </tr> </table>	合計時間	月間	週間	時間	分	就労日数	月間	週間	日		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)						
合計時間	月間	週間	時間	分																
就労日数	月間	週間	日																	
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																			
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	<table> <tr> <td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td> </tr> <tr> <td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td></td> </tr> </table>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	
年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月												
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月													
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																		
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																		
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																		
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																		
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																		
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ＜保育士等として豊中市内で勤務している、もしくは勤務予定の場合＞ 記入内容で個人加算要件の指数が決まりますので、不備のないようお願いします																		
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																		
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																		
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																		
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																		
18	備考欄																			
19	保護者記載欄 (お子様が4名以上いる場合は申請に関係するお子様をご記入ください)	<table> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)						
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																	
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																	
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																	

保育を必要とする事由証明書

R8.09ver

豊中市長 宛

【提出される保護者さまへ】

***記入不足・不備がありますと正しい受付が行えない場合や、返却させていただくこともありますのでご了承ください。**

*申込日から、3ヶ月前以降に発行されたものを提出してください。

*修正テープ不可。二重線で訂正してください。

*保育を必要とする事由に合わせて、(1)～(4)のあてはまる欄に証明を受けてください。

※本証明書(1)～(3)の内容について、通院先・通学先機関等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

(1) 疾病・障害によりお子様の保育が困難などの医師の証明

受診者(保護者)氏名			児童との続柄	
傷病名・障害名				
医師の所見	※下記のいずれかひとつにチェック・記入ください。状態が変わる場合はその都度新たな証明書を作成してください。			
	☐ 上記疾患のため 年 月 日から 年 月 日まで入院を要す。			
	☐ 上記疾患のため 年 月 日から 年 月 日まで安静加療を要す。			
	☐ 上記疾患のため日常生活に、常時介護が必要な状態である。 ☐ 上記疾患のため日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である。			
	☐ 上記疾患のため日常生活に支障があり、ひと月に 日程度の通院加療が必要である。 ☐ 日常生活に支障なし。			
年 月 日、上記のとおり相違ないことを証明します。				
所在地				
医療機関名称	印			
医師名				

(2) 同居親族の介護・看護によりお子様の保育が困難などの医師の証明

介護・看護をする者(保護者)の氏名		児童との続柄	
受診者(介護をうける者)	氏名	児童との続柄	
	住所		
傷病名・障害名			
要介護度			
入院期間	年 月 日 から 年 月 日	通院回数	月 回
医師の所見	※受診者(介護をうける者)の状態、下記のいずれかひとつにチェック・記入ください。 ※状態が変わる場合はその都度新たな証明書を作成してください。		
	☐ 絶対安静の状態、常時介護・看護が必要である。 ☐ 日常生活での動作および行動が著しく困難な状態であり、常時介護・看護が必要である。		
	☐ 日常の動作および行動に支障があり、見守りが必要な状態である。 ☐ 日常生活に支障なし。		
年 月 日、上記のとおり相違ないことを証明します。			
所在地			
医療機関名称	印		
医師名			

(3) 就学による在学証明

学校に在籍する者の氏名			児童との続柄	
学校等名称			学校等電話番号	
学校等所在地			学業内容・コース名	
就学年月日	年 月 日	就学曜日	月・火・水・木・金・土・日	
終了年月日	年 月 日(予定)	就学時間	: ~ : or シフト表添付	
年 月 日、上記のとおり相違ないことを証明します。				
所在地				
学校等名称	印			
代表者名				

(4) 就労予定者の誓約と求職状況(就労誓約書)(新2号、新3号認定には使用できません)

あて先 豊中市長	年 月 日(退職した場合は退職日を記入してください)
保護者住所	
保護者名	
私は、児童の認定書交付後90日以内、もしくは退職等による保育を必要とする事由消滅後90日以内に就労条件を満たす労働に就き、市の指定する期日までに勤務にかかる証明書を提出することを誓約いたします。なお、市の指定する期日までに就労条件を満たしていることが確認できない場合は、保育の実施を解除されても異議を申し立ていたしません。	
求職の状況	求職のための目下の主な活動を、下記のいずれかひとつにチェックしてください。(この項目は選考自体には全く影響しません。)
	☐ ハローワーク等、専門機関を利用した求職活動を行っている。
	☐ インターネット等で、自主的な情報収集を行っている。
	☐ 入所が決定したら、本格的に求職する。

保護者記入欄

※入所中及び待機中の兄弟姉妹がいる場合は全員記入してください。

児童名(フリガナ)	生年月日	現在の保育状況
フリガナ	年 月 日 (西暦 年)	①在園中:施設名(☐ 認可保育施設 ☐ 幼稚園 ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時保育 ☐ その他) ②入所申込予定・入所申込中: ☐ 在園しながら申込中 ☐ 保護者が自宅保育 ☐ 祖父母に預けている
フリガナ	年 月 日 (西暦 年)	①在園中:施設名(☐ 認可保育施設 ☐ 幼稚園 ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時保育 ☐ その他) ②入所申込予定・入所申込中: ☐ 在園しながら申込中 ☐ 保護者が自宅保育 ☐ 祖父母に預けている

豊中市外の保育施設(2号・3号利用)入所申込に関する確認書【広域入所申込確認書】

表面・裏面とも各欄をご記入ください。また□欄に✓の上、署名欄に署名をしてください。

児童氏名・生年月日 現在在籍している保育施設名 ※きょうだいで申し込む場合は全員分記入してください	児童氏名 生年月日（ 年 月 日生） 現在在籍している保育施設名（ ）
	児童氏名 生年月日（ 年 月 日生） 現在在籍している保育施設名（ ）
	児童氏名 生年月日（ 年 月 日生） 現在在籍している保育施設名（ ）
申込先の市区町村	都道府県 市町村 区
入所希望日	年 月 日（原則、1日入所です）
申込先の市区町村の申込締切日	年 月 日まで ※上記締切日の10日前までに豊中市への提出が必要です。
市外の保育施設を希望する理由 ※裏面の（A）～（F）の該当欄に詳細を記入してください	☐ （A）申込先市区町村への転居予定 ☐ （B）転居はしないが勤務先や自宅から近隣の市外保育施設利用 ☐ （C）里帰り出産 ☐ （D）豊中市転入後も在籍している市外保育施設の継続利用 ☐ （E）1号認定で在籍しているが2号認定への切り替え希望 ☐ （F）従業員枠での市外保育施設利用希望
豊中市内の保育施設の申込の有無 内定時の優先順位	☐ 申込あり ☐ 豊中市内の保育施設の内定を優先 ☐ 豊中市外の保育施設の内定を優先 ☐ 申込なし ※市外優先でも市内の選考で不利には扱いません
申込先市区町村が指定する 独自書類の提出の必要性	☐ 必要（必要なもの ） ☐ 不要
確認事項及び同意欄 ☐ 申込先市区町村の締切の10日前までに豊中市に提出してください。書式は申込先市区町村の指定する様式で提出してください。記載内容の確認は豊中市では行いませんので、申込先市区町村にご確認ください。 ☐ 申込・入所は年度ごとであり、次年度は改めて申込と選考が必要です。そのため、今年度は入所できていても次年度は不内定となり、2号・3号認定として継続利用ができない場合もあります。 ☐ 選考は申込先の市区町村が行い、不内定（入所保留）となる場合がありますので、その場合は現在、入所されている方でも年度末で退所(園)となります。 ☐ 豊中市外の保育施設に入所した場合、他の認可保育施設への入所申込は全て新規入所申込扱いとなります。 ☐ 現在、育児休業を理由として豊中市内の保育施設に在籍している方は、申込先市区町村の意向により、市外保育施設入所後は復職しなければならない場合があります。詳細は申込先市区町村にご確認ください。 ☐ 利用者負担額（保育料）の決定及び副食費減免可否決定のため、必要となる市町村住民税の税務情報について、豊中市が照会を行い、かつ、照会先が有する税務情報を豊中市に提供することに同意します。 豊中市外の保育施設(2号・3号利用)入所申込につき、当該用紙の確認事項及び同意欄に同意します。	
年 月 日 【署名欄】 （父） (母)	

裏面もご記入ください

(A) 申込先市区町村への転居予定

転居先住所	〒
転居日	年 月 日 ※原則、入所日までに転居は必須
提出書類	☐ 転居先の居住建物の売買契約書または賃貸契約書 ☐ 転入の誓約書 ☐ 転居後の保育を必要とする事由証明書（就労中・内定中・休業中） ☐ その他（ ）

(B) 転居はしないが勤務先や自宅から近隣の市外保育施設利用

希望理由	☐ 自宅から近隣にあるため ☐ 勤務先から近隣にあるため ☐ その他（ ）
------	--

(C) 里帰り出産

里帰り先住所	〒
	※受取人と送付先の名字が異なる場合は、送付先の名字も記入してください
里帰り予定日	年 月 日
書類送付先	☐ 豊中市の住所 ☐ 里帰り先住所
提出書類	☐ 母子手帳の母親の名前と分娩予定日が記入されているページのコピー ☐ 父親の保育を必要とする事由証明書
確認事項	出産日 8 週前の属する月の月初から 8 週後の属する月の月末が在籍期間です。豊中市内の認可保育施設との二重在籍はできません。

(D) 豊中市転入後も在籍している市外保育施設の継続利用

在籍中の保育施設名	
豊中市への転入日	年 月 日
提出書類	☐ 4 月～8 月在籍児童 前年度の市町村民税・特別区民税 課税証明書 ☐ 9 月～3 月在籍児童 今年度の市町村民税・特別区民税 課税証明書

(E) 1 号認定で在籍しているが 2 号認定への切り替え希望

在籍中の保育施設名	
1 号での入園日	年 月 日
確認事項	2 号認定への切り替えは、原則、1 号での入園月の翌月以降となります。

(F) 従業員枠での市外保育施設利用希望

従業員枠保育施設名	
確認事項	退職等の理由で従業員枠での在籍が不可になった場合は退所(園)となります。

保育施設入所に関する証明願

年 月 日

豊中市長 あて

住所

証明に記載する保護者名

電話

下記のとおり、保育施設入所に関することについて証明願います。

記

フリガナ 児童名 (生年月日)	(年 月 日)
使用目的 (提出先等) ☒ をつけてください	☐ 育児休業延長（育児休業給付金延長）手続きのため ☐ その他（ ）
証明内容 ☒ をつけてください	☐ (年 月) に入所及び内定していない証明 ※証明が必要な月をお書きください。その月の選考終了後に発行します。 ☐ 入所希望日から証明書発行日までの期間、入所できていない証明

起案日	年 月 日
決裁日	年 月 日
施行日	年 月 日

係	係長	課長補佐	課長	公印取扱者

令和9年度 育児休業等取得中の利用調整（選考）に関する申立書

令和 年 月 日

宛先 豊中市長

入所希望月の入所選考から令和 年 月入所選考まで（最長令和10年3月入所選考まで）、希望している保育施設等に入所ができない場合、育児休業等を延長することが可能であるため、他の児童を優先的に選考していただいて構いません。

注意事項（内容を確認し、同意のうえで、下記にご署名ください）

- ・育児休業等の延長が許容できるものとして、利用調整（選考）において300点の減点対象となります。
- ・保育施設入所に関する証明書（不内定証明）の発行は可能です。
利用調整（選考）の結果、不内定となった方には利用開始希望月および児童の満1歳および満1歳6か月の誕生日前日の月には不内定を文書（保留通知）で通知します。個別に証明発行の申込は不要です。
それ以外の月に「保育施設入所に関する証明書（不内定証明）」が必要な場合は発行の申込が必要です。
- ・希望施設に欠員が出る等により入所可能となった場合は内定となります。
- ・内定後に辞退された場合、辞退された月の「保育施設入所に関する証明書（不内定証明）」は発行できません。
- ・令和10年4月入所選考以降も継続される場合、申立書の再提出が必要です。
※令和10年4月入所選考申込（令和9年10月頃に受付開始予定）より再提出可能です
※提出期限は各入所選考の申込締切日までとなり、提出がない場合、300点減点の対象外となります
- ・育児休業等の延長可能期間（300点の減点対象期間）を短縮される場合などは、別途、「豊中市保育施設等新規入所申込内容【変更フォーム】」にて電子申込手続きが必要です。
下記の＜変更用＞を記載のうえ、提出ください。
※未提出の場合は、300点の減点が継続されます。

＜変更用＞

育児休業の取得に伴い、利用調整（選考）において300点の減点対象となっていますが、令和 年 月入所選考より減点の削除を希望します。なお、保育所等への入所がきまれば復職することが可能です。（復職されない場合は内定取消・退園対象となります）

◎上記注意事項を確認し、同意のうえで本申立書を提出します。

保護者署名（育児休業等の取得者）：

児童氏名（生年月日）： （令和 年 月 日生）

とよなか子育て応援団のシンボルマーク

シンボルマークのもと、「みんなが子育て応援団」を合言葉に

とよなかのまち全体に子育て応援の輪を広げていきます。



豊中市の形を“おくるみ”の形にデザインし、
地域全体で子育てを応援し、子どもたちの成長を見守っていくことを伝えています。

とよなか子育て応援情報



『とよふあみ』は豊中市が提供する、
安心してお使いいただける子育てアプリです。

- ・ 予防接種のスケジュール管理
- ・ 地域のイベントや子育て情報
- ・ こどもの成長を記録 など

外出時に役立つ情報も充実しています。
妊娠期から子育て期に、ご活用ください。

「母子モ」アプリをダウンロード

母子モ

検索



ほっぺちゃん通信

はぐくみセンター公式 X (旧 Twitter)

『ほっぺちゃん通信』は豊中市こども未来部
はぐくみセンターの公式 X(旧 Twitter)です。

- ・ 施設の紹介
- ・ イベントや講座の開催予定
- ・ 育児のワンポイントや手遊びの紹介 など

豊中市の子育て支援に関する
情報を発信しています。



X (旧 Twitter) ID:@hoppe_toyonaka

ほっぺちゃん通信 X

検索

